

平成26年第8回平取町議会定例会（開会 午前 9時30分）

議長

皆さんおはようございます。ただいまより平成26年第8回平取町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、4番松澤議員と5番貝澤議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては、9月9日に議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。8番山田議員。

8番
山田議員

本日招集されました第8回町議会定例会の議会運営等につきましては、9月9日開催されました議会運営委員会において協議し、会期については本日9月16日から明日9月17日までの2日間とすることで、意見の一致をみておりますので、議長よりお諮り願います。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日から明日9月17日までの2日間とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、会期は本日から明日9月17日までの2日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より平成26年7月分の出納検査結果報告があり、その写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に、日高西部消防組合議会、胆振東部日高西部衛生組合議会に関する報告があり、その写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に、郵送による陳情及び閉会中の諸事業について、配付資料のとおりご報告いたします。以上で諸般の報告を終了いたします。

日程第4、行政報告を行います。1点目、農作物の作況について。産業課長。

産業課長

農作物の作況についてご報告いたします。資料1のほうをご覧ください。作況状況、日高農業改良普及センター日高西部支所による9月1日現在の作況になります。水稲につきましては生育は順調に経過しており、平年対比でプラス3日となっております。牧草については、1番までは順調でありましたけれども、8月の降雨により2番牧草の収穫が遅れ気味となり、平年対比でマイナス4日となっております。次にサイレージ用とうもろこしの登熟は順調に進んでおり、平年対比でプラス4日となっております。次にトマトの出荷状況について、8月20日現在で9712トン、金額では29億600万円で前年対比、数量でも110.5%となっております。金額で100.9%となっております。

すけれども、単価につきましては昨年よりもキロ当たり 29 円下がっている状況でございます。次に水稻の品種別作付面積については、表に書かれている状況でございますけれども、ななつぼしが全体の 65.1%、372.9ヘクタールとなっており、前年より 16.7ヘクタールの減となっております。ゆめぴりかは全体の 21.4%となっており、前年より 28.6ヘクタール増加しております。全体的にはゆめぴりかが増加し、他品種については減少を期してきている状況でございます。昨年から試験的に作付けを行っております、きたくりんについては今年度も同じ面積で作付けを行っており、いもち病に強い品種ということで昨年の結果では総収量がななつぼしより少ないのと、腹白が多く発生し、等級では 2等になったという結果が報告されております。再度検証のため、今年度も同じ面積で作付けを行っているところでございます。また、8月28日に行われました不稔調査では、平取町全体で 5.6%、去場で 4.8%、貫気別で 5.8%となっており、昨年より数値につきましては、1.4%上がっておりますけれども、昨年より穂数、総収量が増えているため、登熟にばらつきが出ていることにより数値が上がっておりますが、平年値よりはかなり低く、できは非常に良い状態でございます。最後に水稻作柄でありますけれども、農林水産統計による 8月15日現在の見込みでは、北海道全体で「良」、日高管内でも「良」となっております。以上、農作物の生育状況についての報告を終わります。

議長

次に平成 26 年度平取町表彰者について報告願います。副町長。

副町長

それでは行政報告 2 点目の平成 26 年度平取町表彰者について、資料 2 によりご報告申し上げます。平成 26 年度の功労表彰者及び永年勤続者の決定につきましては 8 月 28 日に開催いたしました平取町表彰審議会におきまして、諮問を申し上げ、当審議会より資料 2 のとおり被表彰者の答申を受けたところですが、平取町といたしましては答申のとおり決定いたしましたので、その内容についてご報告を申し上げます。それでは区分ごとに被表彰者のお名前と功績概要についてご紹介申し上げます。はじめに、1 の功労表彰者及び善行表彰者ですが、まず産業経済功労の仲山一朝様ですが、平成 5 年 7 月より平成 26 年 7 月までの 7 期 21 年間にわたり、農業委員としてご活躍され、その間平成 17 年 7 月から平成 23 年 7 月までの 2 期 6 年間は、農業委員会会長として本町の農地行政並びに農業振興に大きく貢献されております。次に同じく産業経済功労の福山昭三郎様ですが、仲山様と同様に、平成 5 年 7 月から平成 26 年 7 月までの 7 期 21 年間にわたりまして、農業委員としてご活躍され、その間平成 23 年 7 月から平成 26 年 7 月まで農業委員会会長として本町の農地行政と農業振興に大きく貢献されております。続きまして善行賞の株式会社小林組様ですが、平成 13 年から毎年夏に会社の敷地内におきまして、町内の幼児、小学生、養護学校の児童生徒などを対象に、数十匹の動物を目で見て実際に手と体

で触れることで、命の大切さをはじめ、子どもたちの情操の成長に長年にわたり大きく貢献されております。次に奨励賞の振内自治会様ですが、毎年5月下旬から8月末までの間、早朝に振内町民ラジオ体操100日大会を昭和60年から開始し、本年で30周年の快挙を達成いたしました。現在に至るまで累計で3千日にわたり町民の健康増進に大きく貢献されております。続きまして、2の永年勤続表彰者ですが、本年は消防団員8名の方々がそれぞれの勤務年数で表彰されますが、詳細の説明は省略をさせていただきます。なお、功労表彰並びに善行表彰並びに永年勤続表彰の被表彰者につきましては、本年11月3日の文化の日に中央公民館において表彰することとしております。以上で平成26年度平取町表彰者についての報告を終了させていただきます。

議長

次に平取町教育行政に関する報告を願います。教育長。

教育長

それでは平成26年6月定例議会以降における諸般の教育行政についてご報告を申し上げます。まず学校教育事業等におけるいじめ問題に関する児童生徒の実態把握調査結果についてであります。直近の調査といたしまして、本年6月におけるアンケート調査の結果となりますが、今年の4月からいじめられたことがあるかとの問いに対し、回答児童生徒数395名のうち、あるとしたものが、小学校1年生を除き15件でありました。内訳といたしましては、小学校が10件、中学校が5件であります。いじめの内容といたしましては、仲間外れ、無視が1件、暴力が8件、いたずらが2件、悪口が9件、メール等による中傷が1件、その他として1件となっております。これらのいじめとするものについて、6月の調査時点においても、引き続きいじめられているとする答えは8件でありました。また、いじめはどんなことがあっても許されないことだと思いますか、との問いに対し思わないとするものが8件、わからないとするものが44件ありました。教育委員会といたしまして、いじめは許される行為だと受けとめている児童生徒が8件、わからないとするものが44件あることについて重く受けとめているところであり、これまでも学校長に対し、その児童生徒への指導の徹底を求めてきているところでありますが、今後においても十分配慮してまいりたいと考えております。なおいじめがあったとする事案のうち、学校としていじめを認知しているものはないことをご報告申し上げます。また、各学校におきましては、本年3月までにおいていじめ防止対策推進法に基づく学校いじめ防止基本方針を策定するなかで、すべての教職員がいじめはどの学級、どの児童にも起こりうるものだという認識に立つと同時に、いじめ防止と解消のための基本姿勢等を定めているところでありますので、本方針の通り、いじめのない明るく楽しい学校生活を送ることのできるよう、地域家庭との連携を保ち、万全を配してまいりたいと考えております。続いて、2点目の夏季休業中における児童生徒及び学校状況についてであります。町内各小中学校におきましては、7月23日をはじめとして、8月21日までにおい

て、それぞれ夏季休業となりましたが、この間、各学校における児童生徒におきましては、事故、事件等はなく2学期始業式において元気に登校したところであります。学校施設整備につきましては、振内中学校校舎耐震化調査をはじめ、児童生徒用パソコンの更新といたしまして、小中学校7校において、先に財産の取得にかかわる議決を得た内容に基づき、タブレット型パソコンをあわせて150台、電子黒板を各学校1台導入いたしました。今月はじめに実施されました町議会総務文教常任委員会による学校訪問において、そのタブレット型パソコンを利用した授業を一部参観いただいたところでありますが、今後におきましては、機器の効果的活用を図るための教師への研修等を充実させ、児童生徒の授業に対する興味関心を一層高めるなかで、学力の向上に努めてまいりたいと考えております。また、夏休み期間中において教育委員会社会教育係において児童を対象とした自然体験学習事業を展開するなかで、心身の育成等に努めたところであります。続いて3点目の北海道平取高等学校振興支援対策要綱の制定公布についてであります。平取高等学校にかかわる振興支援対策のあり方等にかかわる経過等につきましては、これまでも行政報告及び予算審査等におきましてご説明は行っているところでありますが、このたび平取高等学校における教育活動の支援並びに入学及び在学する生徒の保護者負担の軽減に努める上での平取高等学校振興支援対策要綱制定の上、8月25日をもって公布をいたしましたので、ご報告を申し上げたいと存じます。本要綱にありましては、平取高等学校振興支援協議会による協議内容の報告をもとに、総務文教常任委員会との協議を踏まえ制定したところでありますが、振興支援対策事業といたしましては、これまでの支援策も含め大きく9項目となっています。新たな支援策として特徴的なことを申し上げますと、一つとして、制服等購入費補助事業であります。制服購入にあたり、全額補助とするものであります。二つ目として、部活動費補助事業であります。現在の中学校における部活動費補助事業に準ずる内容とする考えであります。三つ目といたしましては、見学旅行参加費補助事業であります。第2学年における事業であります見学旅行経費の一部について助成するものであります。4点目といたしまして、学力向上サポート事業であります。長期休業中における学習支援並びに外国語指導助手の派遣につきまして、計画しているものとなっています。5点目といたしましては、新入学祝い品贈呈事業であります。新入学者に対し、基本的に電子辞書を贈呈する計画であります。以上が主な支援事項とするものであります。地域キャンパス校として今後とも存続できるよう、町として支援策を講じるなかで、生徒確保に努めてまいりたいと考えております。なお本要綱につきましては、平成27年4月1日施行とし、見学旅行参加費補助事業につきましては、平成28年4月1日施行とするものであります。続いて4点目の北海道中学校体育大会出場結果についてであります。本年度における町内2中学校からの全道大会への出場につきましては、5競技あわせて20名となっております。平取中学校からは、剣道男女個人、卓球女子団体及び個人、バドミントン

男女個人、柔道男子個人の計18名、振内中学校からはソフトテニス女子個人2名がそれぞれ参加をいたしました。各競技ともに善戦いたしました。そのうち剣道男子個人におきまして、平取中学校の小山椎名くんが見事全道優勝を果たし、8月17日から高知県高知市で開催された全国大会へ出場したところであります。全国大会での結果につきましては善戦したものの、2回戦敗退となったところであります。以上を申し上げ、本定例会における教育行政報告といたします。

議長

以上で行政報告を終了します。

日程第5、一般質問を行います。各議員からの質問事項はお手元に配布したとおりであります。この順序により指名します。10番、平村議員を指名します。10番平村議員。

10番
平村議員

10番平村です。先に通告しております共通番号マイナンバーについてと、人口減少問題について質問いたします。それでは、1問目の共通番号について質問いたします。国民一人一人が番号をふる共通番号制度法、いわゆるマイナンバー法は昨年5月24日に参議院で議決され、平成27年、来年の10月から全国民に番号を通知し、平成28年1月から利用開始されるとの新聞情報でございますが、このマイナンバー法は情報管理やプライバシー保護のあり方、番号制度の利用範囲など、いろいろと問題点を提起されていたなかで、法律が成立した経緯がございますが、その後何ら具体的な説明、情報提供がされていません。この制度の運用は、来年10月から諸手続が開始されるので、まだ1年の期間がございますが、町民にとっても非常に関心のある案件でありますので、今日は町民の皆さんにも理解を深めていただきたいという思いもあり、質問を少し細かくなりますが、何点かについてお伺いします。1点目は、マイナンバー法の導入目的と法律の骨子について伺います。国は、マイナンバー制度の導入で、国、市町村が管理している所得や年金受給状況などを正確に把握し、公平で効率的な社会保障給付の実現を目指すとして、番号の利用範囲は当面社会保障と税、災害対策に、と限定し、法施行から3年をめどに利用範囲を拡大すると言われておりますが、この点についてどう捉えているかお伺いしたいと思います。あわせて、法律の骨子についてもお伺いしたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

平村議員のご質問にお答えをいたします。平村議員にご指摘をいただきましたように、平成28年1月、再来年の当初から施行される制度でございます。今ご指摘のとおり三つの内容をもって運用するということでございます。3年後の利用拡大等については、今のところ、全く情報が入っておりませんので私どもといたしましては、どのようになるかということの情報については判断をい

たしかねる状態でございます。このマイナンバー法の導入目的と法律の骨子について申し上げます。いわゆるマイナンバー法、正式には行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律であります。お手元の資料を用いまして、要約してご説明をさせていただきたいと思っております。資料はお手元3部であります。一つ目は両面で9ページものの表紙に黒い字でマイナンバー、緑色の字で社会保障・税番号制度と書いてあるものが一つであります。もう一つは、マイナンバー、社会保障・税番号制度までは同じですけれども、真ん中に赤い字で概要資料と書かれているものが一つであります。もう一つは、ピンク色の字で、表紙に番号制度導入によるメリットという表題がついているもの、以上3点であります。ご質問いただきましたこの法律の導入目的と骨子についてであります。まずはじめに、最初に申し上げました9ページもののマイナンバー、社会保障・税番号制度の資料の1ページをご覧くださいと思っております。マイナンバー制度は、行政の効率化と国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤とすることを目的といたしております。左下の丸の中に記載をしております行政の効率化の面におきましては、行政機関や地方自治体でさまざまな情報の照合、入力などに要する労力が削減されるとともに、複数業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄を削減しようとするものであります。次に右下の丸の中に記載の国民の利便性の向上に関しましては、添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されることがあげられております。次に上の丸の中に記載の公平・公正な社会の実現につきましましては、この制度の導入によりまして所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることを防止しようとするものであります。以上の3点がこの法律の目的であります。次に、法律の骨子、制度の概略につきましましてご説明いたしますので、右側の2ページをご覧くださいと思っております。平成27年10月以降、国民の皆さま一人一人に一つのマイナンバー、個人番号が通知されます。これは12桁の番号となる予定であります。そのマイナンバーは一生涯使うものとなります。紛失して、個人情報法が漏えいする恐れがある場合のほか、番号を変更することができないものであります。次に、3ページをお開きをさせていただきたいと思っております。平成28年1月から社会保障、税、災害対策に関する手続において、マイナンバーが必要となります。社会保障の分野につきましましては、年金の資格取得や確認、雇用保険などハローワークでの手続、生活保護の支給など福祉の給付など多岐にわたります。税につきましましては、税務当局に提出する確定申告、各種届出書などの届け出の際に必要となり、災害対策につきましましては、被災者生活再建支援金及び被災者台帳の作成の際に用いられることとなります。4ページの詳細例をご覧くださいと思っております。マイナンバーは次のような場面で使われます。児童手当の現況届、厚生年金の裁定請求、税務署に提出する法定調書の作成、所得税の源泉徴収事務のための勤務先への提示など、国民はさまざまな場面でマイナンバーの告知が必要となります。次に5ページであります。行政機関だけでなく、

民間事業者も社員の税や社会保険の手続のなかで、マイナンバーを取り扱うこととなります。源泉徴収票や保険の資格取得届などは、勤務先の事業所がマイナンバーを記載し行政機関に提出いたします。6ページをご覧ください。マイナンバーは、その目的にありますように、社会保障、税、災害対策の手続のために行政機関等に提出する場合を除き、むやみに他人に提供することはできません。次に、7ページをお開きをいただきたいと思います。平成27年10月以降、国からマイナンバー、個人番号カードが国民一人一人に交付されることとなりますが、それは本人確認のための身分証明書として使えるほか、さまざまな行政手続にも利用できるようになります。なお、カードには個人の所得金額など、詳しい個人情報は記載をされません。8ページであります。マイナンバーを含む個人情報の漏えいを防ぐため、マイナンバーを含む個人情報がやりとりされた記録について、当該個人が確認することができるようになっております。この資料番号の9ページをご覧くださいと思います。平成26年10月、来月からマイナンバーのコールセンターが設置される予定であることなどの説明が記されております。次に、表題に赤色の字で概要資料と書かれました両面27ページものの資料をご覧くださいと思います。その中の24ページをお開きをいただきたいと思います。マイナンバー導入に向けてのロードマップの案が示されておりますが、現在が平成26年の半ばでありますので、今後、平成27年10月以降に開始される予定の個人番号の通知の前までに必要な関係政令及び省令の整備が行われる予定となっております。細部にわたることにつきましては、現在のところ私ども市町村レベルまでおいていない状況であります。このようなことから、国や北海道による各市町村に対する説明会等も現在のところ行われていないのが現状であります。1番目の質問については、以上であります。

議長

平村議員。

10番
平村議員

次に2点目の、この制度のメリットとデメリットについて伺います。マイナンバーの導入については、行政手続が簡素化されるなどのメリットがあるようですが、一方、情報管理やプライバシー保護のあり方など、いろいろ問題点を抱えているようですが、町民の皆さんにも理解を深めていただくためにも、どういうメリットがあって、どういうデメリットがあるのか、その点について詳しくお伺いしたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

はい、ご質問のメリット、デメリットの関係につきましてご説明を申し上げます。先ほどの概要資料の3ページをお開きをいただきたいと思います。この制度、現在導入前ではありますが、導入前、現状におきましては、例えば住民が、

各種手当の申請手続をする際に事前にさまざまな住民票情報や税情報などの添付書類を揃えなければならないとともに、行政にとっても、その資料の確認作業などに係る業務にコストがかかります。制度導入後は、となりの4ページになりますが、当該申請者個人の情報につきまして、行政機関や市町村内部でのスムーズで正確なやりとりが可能になりますことから、申請者が窓口で提出する書類が簡素化されることとなります。なお、そのほかのメリットの詳細につきましては、ピンク色のタイトル文字の資料、番号制度導入によるメリットをご覧をいただきたいと思いますが、概略として説明申し上げますと、社会保障給付の各種申請及び届出の際におきまして、納税証明書等の添付書類の省略ができること、傷病手当金と厚生年金等の併給調整の際により公平で正確な給付ができること、年金制度加入時に确实かつ効率的な本人確認ができること、生活保護の不正受給が防止できること、国民が自宅のパソコンから社会保障に関する自分の情報などを閲覧できるとともに、各種手続も行うことができること、所得税の確定申告の際に申告書に記載する社会保険料などのご自分の情報を閲覧できること、所得の過少申告を防止することによる公平公正な税負担が実現することなど、具体的事例の記載がございますので、ご覧をいただきたいと思っております。一方、デメリットにつきましては、資料には記載はございませんが、一般的に平村議員ご指摘のとおり、個人情報管理と適正な運用についての懸念が生じるものと考えられます。このことについて国は、先ほどの概要資料の9ページに記載されてありますとおりマイナンバー、個人番号カードには氏名、住所、生年月日、性別、個人番号などが記入されますが、地方税関係情報や年金給付関係情報などの特定個人情報は記録されないこととなっております。これは個人番号カードを仮に紛失したといたしましてもプライバシー性のより高い情報が漏えいしないようにするためであります。また、概要資料16ページ以降に記載のように、特定の情報の収集やファイルの作成を禁止していること、また個人情報を一つの機関が集約して管理せず、従来どおり各機関において分散してこの管理を行うこと、加えて漏えいがあった場合の罰則を強化するなどによって、個人情報の保護に関してさらに厳格化を図り、この懸念を防止することといたしております。以上です。

議長

平村議員。

10番
平村議員

メリット、デメリットがたくさんあるようでございますけれども、特にデメリットの中で、IT社会では今マイナンバー制度に限らずプライバシー侵害の危険度が常に隣り合わせでございます。そういうなかで、有識者からの問題点の指摘のなかにもあるんですけれども、日本の共通番号制度の問題点として、やはり、そういう頻繁にパスワードを変えられたり、安全性を確保する、そういう問題点がまだそんな危険が隣り合わせだと思いますけれども、そういうなかで外国のほうでは今実際にやっているところがアメリカとか韓国とかの番号の

そういうのをやっているんですけども、番号の情報流出の被害とかが相次いでいるようなんですけども、そういうなかで日本がもう少し、そういう危険のなかをもう少し調査しながらやったらどうかなと思ってるんですけどもその辺はこれからの問題だと思いますけども、次に3点目の、この制度の費用対効果について伺います。この制度の導入により、事務の効率化など1兆1千億円ほどのコスト削減効果があると試算をしていますが、各自治体での行政事務の効率化と行政経費の費用対効果などはどの程度になるのか、またこの点で試算されているのはどのぐらいなのか、ちょっとお聞かせしていただきたいと思えます。今回、初期設備の経費として、補正予算にも提出されていましたが、その後の経費はどのようになるのか、その辺の運用、いわゆるランニングコスト等をちょっとお伺いしたいと思えます。

議長

総務課長。

総務課長

今の費用対効果のご質問にお答えをいたします。この制度の準備にかかる費用につきましては、ただいま平村議員おっしゃいましたように本定例会に提案いたしております補正予算案のとおり、国から10分の10の補助金が補てんされることとなっておりますので、町といたしましては独自に経費を負担することはないものと認識をいたしております。また、町全体の費用対効果につきましては、制度の完全な詳細が明らかになっていない現在におきまして試算をすることができない状態であります。業務の省力化は図れることとなると認識しておりますが、範囲が多く事務、係にまたがる事項となりますので、職員の減員に至るまでのものではないものと考えております。その後のランニングのコストのご質問でありましたが、先ほど申し上げましたとおり、現状概略、この資料以上のものが国から来ていませんものですから、そのことにつきましての試算はいたしてございません。

議長

平村議員。

10番
平村議員

次は4点目になるんですけど、この制度運用の取り組み状況と組織体制について伺います。平成27年10月から全国民に番号を記載した通知カードを送付する日程になっているようですが、この制度運用にあたって国からどういう業務指導がなされているのか、また、事務処理上の課題はどういうことなのか、各課に該当すると今おっしゃってましたけども、また、当町の取り組み状況と組織体制についてどのように図っているのかちょっとお伺いしたいと思えます。よその自治体では、既にもうマイナンバー担当の組織をつくって準備作業をなさっている町村もあるようなのですが、うちの状態はどのようなのかちょっとお聞きしたいと思えます。

議長

総務課長。

総務課長

お答えいたします。当町の取り組みについてのご質問であります。先ほど申し上げましたとおり、現在のところ、国からこの資料以上の詳しい情報が入っていない状況にありますので、日高振興局に対しまして、現在照会をかけております。道の取り組みも含めまして、実際に事務の多くを担う市町村に早急に詳しい情報提供するよう要請をいたしております。平取町といたしましては、国の情報を比較的入手しやすいに立場にあり、実際に電算プログラムの設計を委託している、電算会社、HDCと申しますが、北海道電子計算センターを通じまして、詳細な情報を得る旨の打ち合わせを行っており、カードの発行や内部の事務手続など具体の詳細情報を入手した上で、来月以降町内部での説明及び打ち合わせを行い、担当となる予定の総務課、町民課、保健福祉課、税務課、両支所など関係各課連携のもとで、プロジェクトチームを組み、本制度のスタートに向けて体制の整備を図ってまいりたいと考えております。組織体制につきましては、今後の情報収集を踏まえまして、内部で協議をしてまいりたいと考えております。これにつきましては総合的な事務局は私ども総務課になる予定でございます。事務につきましては先ほど申し上げましたとおり町民課、保健福祉課、税務課、両支所など多岐にわたるものとなります。以上です。

議長

平村議員。

10番
平村議員

最後に5点目として、町民への情報提供についてお伺いします。このマイナンバー制度は、個人情報の保護が最大の課題だと思います。IT社会は、マイナンバー制度に限らず、プライバシー侵害の危険が常に隣り合わせにしており、非常に関心が高いと思います。先ほどお伺いしたメリット、デメリットなど具体的な例を取り上げるなど、制度の内容が町民の皆さんに理解しやすい構成でレイアウトした情報提供が必要ではないかと考えていますが、お考えを伺いたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

ご質問の町民への情報提供ですが、大変重要なことであると認識しております。制度の詳細を含めた具体的な全貌が明らかになりました時点で、時期、方法などを含めまして、関係各課と協議の上できる限りの情報提供を町民の皆さまにお知らせをしてまいりたいと考えております。以上です。

議長

平村議員。

10番

以上マイナンバーのほうは終わらせていただきます。次に二つ目の人口減少問

平村議員

題について質問いたします。日本創生会議の人口減少問題検討分科会は、国立社会保障人口問題研究所、社人研が昨年発表した将来推計人口をベースに2040年時点の人口推計を公表されています。それによりますと、道内の人口は419万人まで落ち込むと推定されています。特に、子どもを産む女性の9割以上を占める20から39歳までの若年の女性が5割以上減ると言われています。たとえ出生率が回復したとしても、人口減は止まらず、道内では8割の自治体がこれに該当すると言われています。平取町の2040年の人口推計値を見ると、推計では総人口では2010年の5596人が3194人になり、43.9%の減、また20歳から39歳の女性では525人が232人で55.8%の激減となっています。一方、人口移動が収束しない場合での推計値でも、総人口は2677人で52.2%の減、20歳から39歳の女性では、150人で71.4%激減するという推計になっています。全道的に減少率が高く、消滅可能性自治体と指摘されています。この人口減少問題については、北海道では8月に有識者会議をスタートさせており、会議での意見を踏まえて、道としての指針について年内に素案をつくる方針のようですが、この人口減少問題は、平取町の存続がかかわる最重要課題でございます。すでに2016年度からの第6次総合計画の作業に取り組まれていると存じますが、この機会に、人口減少問題の対策について、一つ目は取り組みの現状と今後の進め方について、また二つ目は現時点でこの人口減少問題の対策についてどういう構想をお持ちなのか、特に基盤産業である農業振興策について町長の所見をお伺いしたいと思っております。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

それではご質問にお答えさせていただきます。まず1点目の人口減少対策の取り組みと今後の進め方というご質問にお答えをさせていただきます。地域の活性化、それから維持可能な地域の構築ということにとって一定の人口を維持するということは、もしくは人口増加させるということは地域の大きな課題でございます。重要な条件の一つであるとの認識でございます。ご質問にあるとおり、国立社会保障人口問題研究所の推計でございますが、平取町の人口は、2010年を100とした推計で30年後の2040年には3194人、42.9%も減少すると推計をしております。さらに、高齢化率も67.8%、約7割になるとの推計も出てございます。昭和30年代の後半でございますが、戦後の高度経済成長が人口の著しい都市集中をもたらしたということでございまして、わが国の産業構造の急激な高度化に伴いまして、若者を中心に、農村から都市へと移動をはじめまして、都市の人口が急速に拡大するとともに、地方では人口の急激な減少により過疎化が顕著になってきたというような状況でございます。人口の過疎過密を抑制し、国土の均衡ある発展を図るということを目的といたしまして、昭和45年に過疎対策緊急措置法が施行されまして、現

在まで4次にわたり法的な後ろ盾によりまして、さまざまな過疎対策事業が展開されてきたということでございます。しかし、地方の人口減少はいまだ進んでいるというような状況でございます。ご存じのとおり、平取町でも昭和35年の1万3千人台をピークにいたしまして、半世紀以上にわたり人口の減少が続いております。人口の恒常的な減少、さらに生産年齢の縮小でございますが、これは産業、教育、福祉、医療さまざまな分野にマイナスの要因として影響を与えてございます。このような状況を踏まえ、平取町の過疎対策としての施策及び事業等への取り組みでございますが、これは今はじまったことではなく、人口の減少がはじまった昭和30年代から現在まで、総合計画を基調といたしまして、さまざまな施策事業を展開してきたという経緯がございます。国等の法定受託事務、その関連事業等を除く平取町としての教育産業、生活環境、福祉医療の分野における各種事業でございますけれども、これらは過疎化をいかに抑止しまして、克服するための事業であったと言っても過言ではないかとの認識でございます。第5次の総合計画における直接的な移住定住対策といたしましては、基幹産業の持続的な発展を図るとのことでの新規就農対策事業をはじめとする、農業分野での各種支援事業、それから移住対策といたしましては、分譲宅地造成事業、外部からの人材誘致を図る地域おこし協力隊事業、住環境の整備のための民間賃貸住宅建設助成事業、ちょっと暮らし、長期滞在住宅の提供、また教育分野でのふるさと親子制度の支援、それから高校への支援等もその事業に含まれるということでの認識でございます。さまざまな事業を展開してきているという状況でございます。第6次の総合計画の策定作業を今進めているという状況でございますけれども、まずこういった移住定住対策事業の検証をさらに行いまして、人口の減少を食い止めるための各対策等について、現在実施している事業のさらなる継続ですとか、より効果的な関連施策、事業等の展開に向け、議会をはじめ町民のご意見等を賜りながら、検討をしていきたいという考えでございます。以上でございます。

議長

平村議員。

10番
平村議員

いろいろと対策をやっているということはわかるんですけども、人口が一向に増えないで、若い人が段々少なくなっているという状況のなかで、次にもう一つ、再質問いたしますが、取り組みの現状と今後の進め方についての質問ですが、自治体は何をすべきであるのかということが今いろいろと課長が申しましたようにいろんなことはやっているんですけども、人口減少で引き起こされた問題を、詳細に把握して個別に対処していくことが重要ではないかと思えますし、若者が出ていって農業が継続できないとか、また課題発見と解決のサイクルを巡回させていくべき考え方がまだ浸透していないとか住民の意識を探るために定住志向などの調査をすることも必要と考えておりますが、いかにかお伺いいたします。

議長

産業課長。

産業課長

最初の質問の中で、2番目で現時点でどういう構想を持っているか、また農業振興対策についてどのようなかたちで考えているかという質問がございましたので、そちらのほうに答えさせていただきたいと思います。今現在、第6次の総合計画に盛り込む農業振興策につきましては、第5次総合計画で行ってききました各種事業につきましては、評価と課題を検証する作業を行っている最中でありまして、これを踏まえながら継続していく事業、廃止すべき事業、新たに実施をする事業について、今後組み立てを行っていく予定となっております。今まで行ってきておりました農業振興策につきましては、施設野菜、特にトマトの関係については成果もかなり上がってきており、高い評価があるものと認識をしております。また新規就農対策につきましても、実績として北海道内においても、トマトを主作物として先進的な町としても評価をもらっているところでございます。先に行った総合計画の住民アンケートでございすけれども、産業の振興についてということで設問がございました。その中で、畜産酪農に対する基盤整備や振興策に対する満足度でございすけれども、わからないという回答をのぞいたなかでは60.2%が満足、やや満足というようなかたちでございす。やや不満、不満につきましては約40%となっております。町としましても畜産関係の農家から町の支援をもう少し検討してもらいたいという声も聞いておりますので、どのような支援事業が効果的に行えるか今後、関係機関、関係農家の意見を聞きながら盛り込んでいきたいというふうに考えているところでございす。びらとり和牛については高い評価を得ているところでございすけれども、肥育牛の出荷頭数が400頭を切る状況でございまして、ブランド牛として残していくためにも肥育農家、畜産公社を含めて対策を講じていく必要があると考えております。また新規就農関係につきましては先ほど述べましたとおり高い評価と実績を残してきております。現在まで就農した方については、16戸ということで現在研修中の3戸、来年度研修にかなりの確率で入る予定の2戸をあわせると、21戸が制度等にのりながら就農をしてきている状況でございす。ただトマトを主作物とした新規就農でございまして、今後は現在の制度による新規就農だけでなく、居抜き、つまり離農する農家の後に農地施設や住宅をそのまま引き継ぐようなかたちでの就農に対して、また第三者継承といったかたちでの就農についても支援制度を検討していくことが必要になってくると考えております。同じくアンケートの結果では、後継者対策、新規就農支援について満足度は64.7%、不満では35.3%となっておりますが、畜産関係の後継者、新規就農対策については今後強化を図っていかねばならないと考えているところでございす。ただ北海道全体を見ても、どの自治体も酪農畜産関係の新規就農については非常に苦戦をしているというような状況でございまして、関係機関と連携協議を密にしながら

しっかりとした目標対策を立てていきたいと考えております。また、耕作放棄地の防止対策につきましては、農業委員会とも連携をしながら対策をしてきているところでございます。また現在実施をしております中山間地域等直接支払交付金事業が平成26年度、今年度で第3期の取り組みが終了するところでありまして、平成27年度から第4期の実施が国の方針として固まっているところであり、平取町としましても耕作放棄地の発生防止に効果のある事業として、今後も継続して取り組んでいきたいと考えているところでございます。耕作放棄地の発生防止につきましては、後継者対策、新規就農対策とも密接なかわりがあるということで、先に述べました点も含めて第6次総合計画に盛り込んでいくことが重要と考えております。農業関係については以上でございます。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

定住意向の調査をしてはどうかというご質問にお答えさせていただきます。今、産業課長の答弁にもございましたが、第6次の総合計画の基礎資料として行いましたアンケート調査でございますが、平取町にずっと住みたいかというような質問をしたところ、総体として見れば約7割の方が住みたいというような結果も出ております。ただ、若い世代がやはり定住志向が低いというような結果も出ておりますので、その辺さらに、6次の計画に向けてこのような世代が、平取町に定住といえますでしょうか、住み続けられるような環境としてはどのような施策を打てばいいのかということも含めてさらに、各層にわたり、意見聴取等も実施してまいりたいというふうに考えてございます。

議長

平村議員。

10番
平村議員

いろいろな対策をやっていることはわかっていますが、いろんな面でまだまだ人口減少問題の対策の構想については、いろんな角度からやらなければならないことがあると思いますが、今年の7月に北海道新聞は地域社会と自治に対する道民の意識を探るため、北大公共政策大学院と共同で世論調査を行っています。その調査結果を見ますと、今人口減少時代を迎え、地域のあり方が問い直されています。その中で今住んでいる地域に将来も住みたいですかとの問いに対し、はいと答えた人が87%と大多数となりました。また、人口減少が進めば、地域そのものが崩壊しかねませんが、今の地域に住み続けられるかの不安については、感じる17%、ある程度感じる31%、合わせて48%が不安があると答えています。そこで、この地域に住み続けるために何が必要かとの問いに対して、雇用の場が必要36%、医療介護が31%に回答が集中し、これらを維持する方策の重要性が確認されています。この調査から定住志向の高さが注目されますが、一方、人口減少が進む中、将来の見通しが立たないことへの懸念も浮かび上がっているようです。暮らしに希望を持てるよう、

地域の特性を活かした産業政策等を構築し、計画的な推進が求められていると考えています。これから何点かについて、今後の政策課題について質問させていただきます。1点目は、基盤産業の農業振興にかかわって質問したいと思います。先ほどの産業課長が申してましたが、ちょっと重複する分もあると思いますけども、企業を誘致して雇用を生み出しても、経済動向次第で生産を縮小し撤退したり、リスクがあり、なかなか難しいものがあります。また、人口減少問題で重要なのは、人口流出を食い止めなければなりません。人口を呼び戻す定住志向を果たす施策を着実に進めていく必要があると思います。そこで、先ほど農業振興について考え方を述べられていましたが、私は当町の基盤産業である農業の振興を中心に据えた対策が今後の人口減少対策をひいては地域活性化に寄与するものと考えていますが、町でも先ほどもおっしゃいましたけれども、特に基盤産業の畜産、それから今はトマトは充実していますが、畜産乳牛のほうとか、いろいろ畑作関係についても、もう少し活性化について具体的にやってほしいと思います。町長のご意見をお伺いしたいと思います。

議長

町長。

町長

それでは、私のほうからご答弁を申し上げたいと思います。若干重なる部分もあるかと思いますが、人口減少が進展しますと、行政のあらゆる分野に悪影響を及ぼします。一例といたしましては、人口減少に伴う行政コストの高騰、また自主財源であります町税の減収、また少子化に伴う各学校の学級減及び保育所入所数の減、あるいは地元購買力の低下などによりまして一層人口減少への拍車、さらにはコミュニティー活動の困難など、あらゆる分野に影響が出てまいります。この人口減少の問題については非常に危機感を持ちながら、これまでさまざまな人口減少に歯止めをかける各種取り組みをしてきたところでございますが、各種施策については、先ほどまちづくり課長から答弁しておりますので割愛をいたしますが、特に、さらに加えて、新たな雇用を創出する施策として平成24年から26年の3か年事業として、厚生労働省の採択を受けながら、実践型の地域雇用創造事業を展開しながら一定の成果を上げているところでございます。今後の進め方については、ある程度の人口増あるいは就業機会増のためには、企業誘致が最も有効的ではございますけれども、当町の立地条件あるいは経済情勢を考えると、当町に企業誘致することは、現状では非常に難しいところというふうに考えております。これからの平取町の将来展望としては、やはり、これまで先人が築きあげました今日の平取町を礎にしながら、さらに発展させるように努力することだというふうに認識をしております。特に今平村議員が申されたように、地域経済に大きく貢献をしております基幹産業の農林業の振興を中心に据えながら、平取町の地域資源であります食と文化と自然との連携によりまして、都市からの交流人口の拡大を図るとともに、農林産物の付加価値をつけながら、産業の振興を図りながら新たな

雇用の場を創造していくことが進むべき方向というふうに考えてございまして、これからの時代は、やはり地方の時代でございまして、地方の知恵と努力が試される時代というふうに考えてございます。今後第6次の総合計画を策定してまいりますので、これらを踏まえながら、移住定住に伴う事業の検証をしながら、町民の意見あるいは議会とも協議をしながら、効果的な施策について計画の中に盛り込んでまいりたいというふうに考えてございます。また今後の平取町の農業振興策ではございますが、基本的には、私も平村議員の考え方と同感でございまして、平取町の基幹産業であります農業の発展なくして、平取町の発展はないというふうに考えておりまして、強い農業作りにこれまで取り組んできたところでありますが、特に農業につきましても、施設野菜あるいは肉牛等による複合経営が定着をしております。しかし、農業者の高齢化、あるいは後継者問題など多くの課題も抱えておりますので、町農協、そして関係機関との十分な連携を図りながら、今後とも担い手育成並びに新規就農の受け入れに重点を置かなければならないというふうに考えてございます。特に新規就農対策については、現在16戸、52名の定住人口が増加しておりまして、生産額についても約2億円以上の優秀な成績を上げているところでございまして、今後とも農業は町の基幹産業でございまして、後継者のUターン、新規就農対策に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。また特に肉用牛、びらとり和牛の生産については、これは道内でも高い評価を受けておりますが、しかし先ほど産業課長から申しましたように、最近における和牛肥育をめぐる情勢については枝肉価格の上昇がみられたものの、飼料価格や生産資材の高止まりに加えまして、素牛価格の上昇によって、生産コストが高くなっておりまして、非常に利益を上げることは難しい状況が続いております。このような要因から生産農家数も減少してきておりまして、出荷頭数もここ数年は約400頭を維持しながら、出荷しておりましたけれども、徐々に減り続けて出荷頭数が400頭を割ってきてございます。一定の安定的な生産量を確保しながら、びらとり和牛のブランド化が維持できなくなる状況にございます。びらとりトマトあるいはびらとり和牛については、平取町の農業の2枚看板でございまして、地域経済にとっては、大きく貢献をしておりますので、安定的な確保は大変重要なことというふうに考えておりますので、今後生産者農家の声も聞きながら、また、維持、増産に向けて取り組む必要があるというふうに考えておりまして、また、あわせて平取町の畜産公社については、びらとり和牛の出荷の約4分の1を占めておりまして、畜産公社の生産がなくなりますと、びらとり牛としてのブランドとしては大変難しくなりますので、畜産公社の将来展望も含めて検討をしながら、必要なことについては第6次の総合計画に盛り込みたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議長

平村議員。

10番
平村議員

ただいまの町長の答弁のなかで大體私の聞いているようなことは言っていたんですけども、その農業政策のなかでなんですけど、当町の農家数は平成17年で319戸、それが平成22年では303戸と16戸減少しています。このうち、畜産農家が4戸ほど減っています。この減少要因は定かではありませんが、経営の悪化で営農継続が不可能、また後継者がいないなど、私なりに勝手に分析していますが、追跡調査をし、離農の要因分析をされたことがあるのか、またこの点についてなぜこの質問をしているのかは、離農の落ちる前に適正な経営指導がなされたのか、その辺を確認するために、伺っておきたいと思えます。

議長

産業課長。

産業課長

質問のほうにお答えしたいと思います。離農農家戸数畜産関係で減っているというなかたちで個別にはやめるときにどういう事情かというのは把握しているところでございます。ただ先ほど申し上げましたとおり、畜産酪農関係につきましては非常に厳しい状況でありまして、なかなか新規に入ってくるということになりまして、投資といいますか、その部分はかなり大きな金額がかかるということ、その回収につきましても長い年月がかかってくるということ、あまり高齢の方が入ってくるというのは難しい状況でありますし、なかなか生き物扱っていくというようなこともございまして、年中休みなしで仕事をしないとだめだということもありまして、なかなか難しい状況でございます。先ほど言ったとおり新規就農関係で北海道全体としましても酪農関係については非常に苦戦をしているということで、道東方面につきましてはうちの町同様早くから畜産関係の新規就農者の募集をして入れてきているところですが、その際にも町、農協等がかなりの補助金等を入れながら来てもらって、営農してもらっているという状況ですけれども、そのような状況でも、なかなかうまくいかず、離農していくというようなケースがかなり多いような状況になってきております。ただ町長も申し上げましたとおり、びらとり和牛ですとか畜産関係、酪農関係についても、町の農業の2大看板になってございますので、何とか食い止めていきたいというふうに考えておりますので、その点を関係機関、JA、普及センター等とも連携を取りながら、どのような対策が次の総合計画に盛り込んでいけるかということで、課題等については、問題等については緊急を要する部分ではございますけれども、なかなか難しい事情があるという状況であります。ただ指を加えて見ているというわけにはいきませんので、どのような施策が効果的になるかというのを十分検証しながら計画に盛り込んでいきたいというふうに考えているところでございます。

議長

平村議員。

10番
平村議員

いろいろの施策がこれからも考えられるということでございますけれども、特に既存農家で特に畜産農家の経営安定のためには、やはり乳価とか、飼料作物の高騰、それから経費負担等でどうしてもお金が支払いが大変になって、借金が多くなってやめている農家が何戸かあるようなので、そういう補助制度ももう少し、トマトとかそういうお米のほうにはいつていると思うんですけども、乳価とかそっちの畜産のほうには若干少ないのではないかなと思いますので、そういう対策も講じながら高齢者農家への後継者対策とか、新規就農対策、また耕作放棄地がたくさん発生していますのでそういう解消のための対策強化、また米の減反等が廃止にこれからなるということでそういう土地の有効利用等についても、これから積極的に取り組む必要があるのではないかと考えています。それでもう一つだけ。いろいろとご答弁いただきましたけど確認の意味で、個々に具体的な質問をちょっといたしますが、一つ目は、酪農家の経営安定化支援の強化についてお伺いしますが、道内における酪農の現状はここ数年毎年200戸以上減るなど、離農が深刻化しております。この背景には大規模化のための施設設備への投資が重荷になっており、生産者の負担軽減が重要な課題となっているようです。町内の酪農家も等しく厳しい経営状況にあるように伺っています。転ばぬ先のつえではありませんが、経営がにっちもさっちもいかなくなってから指導されても、手遅れであります。今後の酪農経営の改善を図るために、経営の安定化につながる営農、経営指導の充実強化、草地など、飼料用作物の土地基盤整備の強化、遊休農地等の土地利用による生産基盤の充実と生産者の負担軽減対策の支援が必要だと思いますので、この点について、お考えを伺いたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

質問にお答えしたいと思います。離農していく際はかなり経営が悪化して何年か経過しながらきているということで、それまでの農家指導だとかそういう部分についてきちんと指導していければ、こういう状況は幾らかは防げたんじゃないかという意見だったかと思いますが、JA等、また普及センター、町も含めて、一定程度の経営等については指導助言等を行っておりますけれども、何せ経営をしていくのは農家本体一国一城の主で経営をしていくということで強制力をもっていろんな事業を実施する際に指導するということまではいつてないのが現状でございます。そのような状況で、かなり負債も増えてきて離農せざるを得ないですとかそういう状況になってきている部分でございますけれども、先ほどから申しておりますとおり、酪農畜産関係については、施設投資、設備充実等にかかる経費がかなり莫大な金額があるということで、今まで施設野菜等で町が行ってきている補助事業等の金額ではケタが一つ違うぐらいの金額でないとなかなか酪農畜産関係については難しい状況、その年齢か

らそれだけ投資をして改修して生活をしていくということになると、非常に厳しい状況になってきているのが現状でございます。そのために、道内各地自治体等もかなり苦戦をしてきておりました畜産酪農関係についても、農家の減少が続いているというような状況になってきているところでございます。そのために、町ばかりでなくてJAのほうも力を入れながら、連携しながら先ほどから申しておりますとおりどのような施策が効果的になっていくか、ということを実際に考えながら対応していきたいというふうに考えているところでございます。また耕作放棄地、遊休農地等の発生の防止等につきましては、先ほどお答えいたしましたけれども、中山間の事業等をいれながら、また農協の子会社でありますアグリサポート等が耕作できなかった土地について委託を受けながら実施をしていくというようなかたちでこれについてはかなり効果を上げているような状況になってございます。第6次の総合計画におきましても、その点、先ほどもお答えしましたけれども、力を入れながら対策を立てていきたいというふうに考えておりますので、具体的な事業等については今後組み立てていくというようなかたちになっていきますけれども、その点に力を入れながら、農業振興に当たっていきたいというふうに考えているところでございます。

議長

平村議員。

10番
平村議員

酪農者は今度北電のまた電気料が上がりますので、本当に経営が大変だということを実感して言っていましたので、その辺の援助というか補助ね、そういうことも町のほうでも、またJAのほうでもなかなか厳しい状態で、すぐ切り捨てられるという話も聞きますので、その辺を考えていただきたいと思います。もう一つ、びらとり和牛の生産体制についてお伺いします。最初に肉牛生産組合の現状についてお伺いします。国は、肉用牛の飼育安定対策として、飼料価などの上昇で国の肉の販売価格が生産コストを下回った場合、平成22年度から補てん率を8割に制度改正するなど、各種の価格対策が講じられていることと思います。北海道では、黒毛和牛の北海道ブランドの確立を目指して、平成22年度から優秀な種雄牛を道内で賄う体制づくりに取り組む各種の施策が講じられておりますが、肉牛生産農家と経営の状況についてお伺いします。一貫生産体制とブランド化についてであります。肉牛の一貫生産体制は繁殖から飼育、出荷までの一貫生産で飼料の厳選、血統分析による繁殖など肉質の良い牛を育て、付加価値を高め、ブランド化するのがポイントではないかと考えていますが、白老牛は素牛生産から一貫生産に取り組み、全国に通用するブランド確立に最低必要とされる年間1千頭以上を出荷しています。三石牛も統一した飼料による飼育と血統を厳選した繁殖などに取り組み、高級ブランド化を目指して頑張っているようです。当町は一部一貫生産している農家もいますが、素牛生産の繁殖が主体での生産体制であると思います。トマトに次ぐびらとり和牛のブランドを維持、拡大するためには生産農家の新規就農の奨励と経営安

定の支援対策、一貫生産体制の導入を促進するための施策が必要ではないかと考えていますが、どのようなお考えかお聞きしたいと思います。

議長

副町長。

副町長

それでは私からお答えをさせていただきたいと思います。質問の内容が事前に詳細にこちらのほうに連絡がございませんので、平村議員の質問の内容、十分把握できるかどうかわかりませんが、ひとつよろしくお聞きしたいと思います。ただいま平村議員のご質問にありまして、平取町の和牛生産につきましては、昭和35年から始まって既に50年を経過しているというような状況になっております。その間多くの優秀肉牛を生産してきたわけですが、前段先ほどの町長のご答弁の中にもありまして、最近のいわゆる飼料価格の高騰、そして素牛価格の高騰により、なかなかその肥育専門農家というのは経営的に成り立たなくなってきたという状況でございます。一貫経営というご質問でございますけれども、町内には一貫経営している農家が3戸か4戸程度というようなことでございます。それに一部畜産公社が入るといったような状況になっております。こういうような状況のなかで、先ほど来言ってますとおり、年間で市場に出せる肥育牛の頭数が400頭以下というような状況になっているわけです。そのうち4分の1の100頭前後が畜産公社の肥育牛ということでご理解をしていただければなというふうに思っております。いわゆる肉牛経営をどう改善していくかということにつきましては、前回の産業厚生常任委員会の畜産公社の決算状況の報告のなかでも申し上げましたけれども、まず肉牛経営農家が将来どういう経営を希望しているのか、それらについて十分その意向を把握をしたいということでございます。例えば、新冠町で実施してます和牛センター、これは預託専門でございます。農家の子牛を和牛センターが預託をして、ある程度肥育をして農家にお返しをします。そうして売れた価格のある程度のパーセンテージを肥育料としていただくというような、そういう実施をしているわけです。また三石町、今新ひだか町ですけども、三石の和牛センターもこれは農家からの預託ということではなくて、三石牛の改良、いかに改良が必要なのか、どういう肥育方法が必要なのか、試験研究のためのセンターということでお聞きをしております。平取町の畜産公社も農家の皆さんがどういう公社経営が必要なのか、その辺のところを十分農家の皆さんの意向を把握しながら、どうしても将来的には畜産公社が肉牛経営の中核を担っていかなければならないというような状況になるのかなというふうに思っております。先ほど来、産業課長説明しておりますとおり畜産経営を新規就農で入れていくということにつきましては、非常にコスト的にもリスクが大きいし、金額も大きいというような状況になりますので、なかなかそれをすぐ取り入れていくというような状況には今のところなっていないのかなというふうに思っておりますので、まず平取町の畜産公社をいかに平取町の農業にマッチ

した畜産公社に改変をしていくかということが一番大きなこれからの仕事かなというふうに思っております。そういうことを申し上げて平村議員の質問の答えになっているかどうかちょっと疑問ですけれども答弁に代えさせていただきたいと思います。

議長

平村議員。

10番
平村議員

平取は今温泉もできまして、びらとり牛のブランド化を目指しているなかで、やはりいろいろとイベントもやって札幌のほうにもやっているんですけども、札幌の友達に聞くとどこに売ってるのって言われても売ってる場所もないし、ホテルで使ってくれてるところもこのあいだ質問しましたら、あまりないということで、やはりブランド化するためには、もう少し努力をしながら少しでもお店で売っている1軒でも使用しているレストランとかそういうところをあるように、これからやってほしいと思います。

議長

副町長。

副町長

ただいまご指摘いただいたとおり、確かに、何回も言っているとおり、年間300頭から400頭の出荷頭数であればなかなか市場に出回るという数も少ないというのは事実でございます。何とか肥育頭数を増やしながら、平取町のびらとり和牛が全道の店、各店舗の中で棚を占めれるような状況にできればなというふうに思っておりますので一つよろしくご理解をしていただきたいと思います。

議長

平村議員の質問は終了いたします。ここで10分間、11時10分まで休憩いたします。

(休憩 午前10時57分)

(再開 午前11時10分)

議長

再開します。一般質問を続けます。3番四戸議員を指名します。3番四戸議員。

3番
四戸議員

3番四戸です。通告しておりました今後に向けた、道徳教育について、この点について何点かに分けて質疑をしたいと思っておりますので、教育長においては、理解のある答弁をお願いいたします。早速質疑に入らせていただきます。教育長は、平成26年の定例会において、主要な執行方針を述べられております。そのなかで、生きる力を育てる学校教育等の推進について話されております。26年度においても、学校を取り巻く社会の環境のなかでは数多くの悲惨な事件が多発しており、大きな社会問題となっております。子どもたちの学ぶ意欲や

学力の低下、また家庭での教育力の低下などが、課題となっております。前齋藤教育長のときも質疑いたしました。この道徳教育においては、人の生命や人権を尊重する心、健康、体力の知徳体をバランスよく育て、豊かな人間性をつくり上げます。今月の9月2日から4日までの3日間、総務文教常任委員会が櫻井委員長をはじめとして、小中学校の事務調査を行いました。その中で、学校側から提出された学校の教育目標、経営目標、学校における数々の課題、教職員の実態など、各議員から数々の質疑がございました。現在の教育のなかで、基礎、基本の定着など創意ある教育課程の編成など、学習指導要領の改善はみられておりますが、まだまだこれから先に向けては、多くの課題が残っていると私は思いました。今後に向けての道徳についてですが、国は平成30年ごろをめぐりにこの科目を教科として取り入れたい考え方のようですが、まだまだ多くの課題もあり、これから国において議論されていくことと思います。現在は週1時間、年間35時間の道徳の時間でございますが、この短い時間の中で、先ほど話しました人権を尊重する心や心豊かな人間性など、バランスのとれた人間形成ができるとお考えなのか、この点について伺います。また、教育長は今後に向けて、これから先に向けた道徳教育の方向性について、どのような考え方なのかこの点についても伺いたいと思います。

議長

教育長。

教育長

それではただいまご質問のございました道徳教育の今後のあり方に関しましてお答えをさせていただきたいというふうに思います。ご質問の中にもございましたけれども道徳授業につきましては、現在の学習指導要領に基づきまして、小学1年生において年間34時間、小学校2年生以上中学校3年生でまでにおきまして、年間35時間をそれぞれ標準時数としているということでございます。この道徳の時間ということにつきましては、昭和33年の学習指導要領の改定時から新設されたということになっているところでございますが、これまで、時代の変遷とともに道徳教育の目標が改定されてきているところでございます。現在の学習指導要領におきましては、小学校、中学校ともに教育課程編成の一般的な方針といたしまして、学校における道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間をはじめとして、各教科、特別活動、さらには総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならないということになっているところでございます。そのことにおきまして、道徳教育は教育基本法及び学校教育法に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校その他社会における具体的な生活の中に活かし、豊かな心を持ち、個性あふれる文化や文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努めると同時に、未来を開き、主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目的としているところであります。これら目標の達成にあたりましては、教師と児童生徒及び児童生徒相互の人間関係を深

めることに加えて、家庭や地域社会との連携を図りつつ、ボランティア活動でありますとか、自然体験活動などの豊かな体験を通じて児童生徒の内面に根差した道徳性の育成が図られるように配慮しなければならないものとされているところであります。各学校におきましては、ただいま申し上げました学習指導要領の方針に基づくなかで、道徳教育にかかわる重点目標を定めると同時に、重点目標に沿った年間指導計画を策定しているところであります。議員ご指摘のとおり、近年、児童生徒を取り巻く環境の変化、生命尊重の心の不十分さ、自尊感情の乏しさ、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下など、子ども心の活力が弱まっている傾向が指摘されていることは事実であるというふうに考えております。このような状況下において、道徳教育が果たす役割は非常に大きなものがあるというふうに認識しているところでありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、各学校におきましては、年間指導計画のもとに授業が行われているところでありますけれども、主として自分自身、他の人とのかかわり、自然や崇高なものとのかかわり、集団や社会とのかかわりの大きく四つの視点からとらえるなかで、道徳教育の内容が整理されているということになっているところでございます。いずれにいたしましても、学校全体で取り組む道徳教育の実質的な充実を図ることとあわせて、学校と家庭及び地域社会が共に取り組む体制の確立が最も重要なことであるというふうに考えているところでありますので、教育委員会といたしましてもしっかりと学校との連携のもとに対応をしてみたいというふうに考えているところであります。またご質問の中にありましたけれども、年間35時間ということでのこの道徳の時間ということでは十分なのかということでもありますけれども、現状における道徳教育を含めた他の教科全体を通じてこの時間数ということでは、私ども教育委員会としては十分であるというふうに考えているところでありますけれども、また今後ご質問にありましたように道徳の教科化ということも現在検討がされているところでありますけれども、それによってはまた時数の変更等があり得るのかなというふうには思っておりますけれども、現状のなかではこの35時間ということでは十分であるというふうに思います。

議長

四戸議員。

3番
四戸議員

今ですね、教育長の答弁をお聞きいたしまして、ある程度の理解はできましたが、この件に関連いたしまして、もう一度質疑したいと思っております。先ほどもお話ししましたが、この道徳については、現在国の考え方は平成30年ごろまでに教科書化したい考え方です。この道徳の授業については、現在も当然今教育長が話したように、いろいろなかたちで取り組んでおられることと思っておりますが、私たちの町この平取町は都会にはない、要するに自然環境のもとで生活しております。都会にはないこの身近にあるこの自然を利用して、豊かな人間性、先ほど言いました健康、体力の知徳体、このバランスのとれた心豊かな人間性を

育てていくことが必要だと思います。そのような考え方のもとで、私はそのように考えていますが、今後に向けてですが教育長としてそのようなお考えがあるのかどうか、もう一度質問したいと思います。

議長

教育長。

教育長

それではお答えをさせていただきたいと思います。道徳教育におきまして、より豊かな児童生徒の育成のために都会にはない、自然環境を積極的に取り入れた授業を展開すべきではないかというご質問になろうかなというふうに思いますが、四戸議員のご発言にもありますとおり、平取町には豊かな自然環境に恵まれるなかで小中学校がそれぞれ設置がされ、児童生徒はいきいき、のびのびと学校生活を送っているというふうに考えているところであります。平取町の子どもたちが、これからの社会を強くたくましく生き抜いていくことを町民誰しもが願っているのではないかというふうに思っております。激動する日本社会を生き抜くことにありましては、まずもって豊かな心の教育の醸成が大切であるということと言うまでもないことでありますけれども、議員ご指摘のとおり、学校周辺における草花等の自然を教材とする学習の構築も有効な手段の一つであるというふうには考えているところでございます。最初のご質問でお答えをさせていただきましたけれども、各学校におきましては、年間指導計画のもとにそれぞれの道徳授業が取り組まれているところでありますけれども、この道徳教育における四つの大きな先ほど申し上げましたけれども、四つの大きな視点のうちの一つであります自然や崇高なものとのかかわりにおきまして自然への愛ということを主題項目といたしまして、そのねらいといたしましては、自然の美しさや偉大さに感動する心を養うということと、自然を愛して人生をより豊かに生きるように努めるということになっているところでございますが、それぞれこれらに基づきながら学習を行っているところでございます。このように自然の生命を感じ取りながら、自然との心のつながりを見出して共に生きていこうとする態度を養うということにおきましては、平取町の自然を存分に教材に活用していくということは、異論のないところでありますので、より充実した道徳教育及び総合的学習、さらには特別活動というようなことの推進のためにも改めて、その活用のあり方等につきましては、校長会等を通じながら周知をしてまいりたいというふうに考えてございます。

議長

四戸議員。

3番
四戸議員

教育長の考え方はわかりました。次の質問に入りたいと思います。この9月ですね、小中学校において新しいタブレットの機械が導入されました。また、このタブレットによる授業が始められていない学校もございますが、これから先に向けて各授業において使用されていくことと思います。タブレット授業に

については、世界中の情報もいち早く入り、また、子どもたちにおいては、より一層学問の向上につながっていくのかなと思っております。先日の学校調査のときに、二風谷小学校においてこの機械を使用して道徳の学習が行われておりました。その内容は機器の便利さと、この機器の怖さについて学習されておりました。この機器を使っの学習については、今始まったばかりで、深い中身のまだ質疑はできませんけれども、道内においてもいち早く導入されたこの機器を使っの学校の授業の中で、子どもたちにどのような影響を与えていくのか、今の教育長のお考えをお聞きしたいと思えます。

議長

教育長。

教育長

それではただいまご質問のございましたICT機器を活用した授業、とりわけ今年度導入をいたしましたタブレット型パソコン、さらには電子黒板の活用によっの授業そのもののあり方ということになろうかなというふうに思えますけれども、このことにつきましては、道徳の授業に限らず、すべての教科において機器の有効活用が求められるのではないかなというふうには考えているところでございます。ただいまご質問の中にもありましたとおり、先の総務文教常任委員会におきまして、二風谷小学校での道徳授業ということで、これらタブレットと申しますか、電子黒板を活用した児童そのものはタブレットの活用ということにまでは至っておりませんでしたけれども、教師が電子黒板を活用しながら授業を行っていたということで、ただいまのご質問でございますけれども、そのようなことで機器の導入から間もないということもございまして、今回の授業参観ということでは児童はもとより教員の指導ということにおいても不十分さは否めなかったかなというふうには思っております。これらについては総務文教常任委員会の委員の皆様方もそのように受けとめられたのではないかなというふうに思っているところでございます。タブレットを活用した授業の組み立てということで指導にかかわります教師の技術向上ということにつきましては、各種研修会への参加による知識の会得と、教師自身が創意工夫のもとに教材研究をいかに図っていくことにあるのではないかなというふうに考えているところでありますけれども、その意味において、今回導入いたしましたタブレット型パソコンということでは大変有効なツールの一つであるというふうに考えているところでございます。そのことにおいて具体的な活用方法ということになろうかなというふうに思えますけれども、さまざまな活用方法というのはこのタブレット型パソコンにおいてもあろうかなというふうに思っております。そのようなことでは一つとして、例えばこれらの機器については撮影機能ということも有しておりますので、これらを使いながら先ほどの自然とのかかわりということにもなってきますけれども、学校周辺における草花でありますとか木々だとかっていうことを、それらを撮影しながらタブレットに取り込んでいくということと、その地域資源をより身近に感じながら認識を新たにする

といったことについて、それぞれ児童等に興味関心を抱かせるということにおいて、思考力、判断力、表現力が育成されるのではないかなというふうに考えております。いずれにいたしましても、タブレットの機能性を十分に活かしながら、心に響く道徳事業ということでそれらの教材の作成でありますとか、活用が図られるよう私ども教育委員会といたしましても、学校へのそれぞれ支援に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

議長

四戸議員。

3番
四戸議員

これから、そのタブレットについてはいろいろな授業で使われていき、その結果はこの先だと思いますので、この質疑はこれでやめます。最後にですね、開かれた学校づくりについて伺います。以前からよく聞くことではございますが、開かれた学校づくり、これは常日ごろですね地域に開かれた学校でありたいとの話を耳にいたしますが、以前からみますと学校側も積極的になってきていることは感じられます。自治会、町内会の活動においても、先生方からかなりの協力を得ていると思えます。またその一方で、私たちの町も高齢化が進み、反面地域が学校から遠ざかっているようにも見えます。教育委員会においても、この件については当然のことながらいろいろと進めてきたことと思えますが、もう一度ですね、今後に向けて、保護者、自治会などを通して地域の方も気楽に参加できる方向性を考えてみてはいかがでしょうか。またですね、高齢者においては数多くの経験、知恵がございます。一番はじめのほうで話しましたが、この豊かな自然を取り入れた、多くの経験、知恵を持っている高齢者をもとに、道徳教育に取り入れていけないのか、教育長のその辺の考え方をお聞きしまして、私の最後の質問とさせていただきます。

議長

四戸議員の今の質問につきましては、地域を巻き込んだかたちのなかでの道徳教育の推進というかたちの質問と受けとめてよろしいですか。教育長。

教育長

それではお答えをさせていただきたいというふうに思います。学校教育にありましては、これまでとかく多くの知識を詰め込む傾向にあったのではないかなというふうに考えているところではあります。しかし、これからの社会を主体的に生き抜いていくためには、確かな学力とともに豊かな心をバランス良く育ていかなければならないというふうに考えております。そのことを考えますと学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育が一層充実されなければならないということと、そしてまた道徳教育を進めるにあたっては先ほどもお答えしましたけれども、教師と子どもそしてまた子ども相互の人間関係を深めることとあわせて家庭でありますとか地域社会との連携が図られるように配慮しなければなりませんというふうに思っております。このことにおきましては、やはり地域の歴史でありますとか文化に深く根差した学校教育を実現をさせていく

という意味におきましても、地域の人材を導入しながら家庭や地域とともに育てる、地域に開かれた学校とならなければならないというふうに考えているところであります。またこれまでの道徳授業ということにおきましては学校、教室、そして教師だけで、さらには読み物資料だけということで、狭い枠の中で取り扱われがちであったかなというふうには思っているところでございます。しかし、道徳教育ということにおきましては、本来、一人一人の生き方が問われるものということでもありますけれども、このことから狭い枠にとらわれず、地域でありますとか、学校外において子どもたちに影響を持つ人でありますとか、その道のエキスパートに実際に取り組みられていることでもありますとか、自らの生き方を道徳の時間に語っていただくということは必要ではないかなというふうに考えているところでありますので、教育委員会といたしましてもこれまでにありましては、心に響く道徳教育を目指すという意味で、平取町道徳教育特別非常勤講師配置事業の実施要綱を定めるなかでその充実にも努めてきているというふうに考えているところであります。今後におきましても地域人材を十分に活用して、地域人材を中心としたゲストティーチャーを授業で積極的に使いながら、今四戸議員のご指摘のとおり、開かれた学校、開かれた道徳教育の充実ということに努めてまいりたいというふうに考えておりますので、お答えとさせていただきます。

議長

四戸議員の質問は終了いたします。以上で通告のありました議員からの質問はすべて終了いたしましたので、日程第5、一般質問を終了いたします。休憩します。休憩中に打ち合わせ会を行いますので、再開は午後からとなります。

(休憩 午前11時35分)

(再開 午後14時45分)

議長

再開いたします。日程第6、議案第1号教育委員の任命についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第1号教育委員の任命についてご説明を申し上げます。平取町教育委員会委員に次の者を任命したいので同意を求めるものでございます。同意を求める者は、住所、沙流郡平取町振内町26番地22、氏名、堀内敏明氏でございます。生年月日は昭和27年11月24日、61歳でございます。次のページをお開き願いたいと思います。経歴概要でございますが、学歴、職歴等については下記のとおりでございます。堀内氏については、平成22年10月から今日まで、教育委員としてご尽力をいただいているところでございます。人格識見も高く、適任者でございますので、引き続き選任同意を求めるものでございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

提案理由の説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、任命同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第1号教育委員の任命については、任命同意することに決定しました。

日程第7、議案第2号平取町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

それでは議案第2号平取町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてご説明いたします。お手元に、子ども・子育て支援新制度に係る条例の概要についての資料があると思いますが、それで説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。まず、子ども・子育て支援新制度についてのご説明をいたします。子ども・子育て支援制度とは、子ども・子育て関連3法、子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正、関係法律整備法の改正に基づき実施される子ども・子育て支援に関する新しい制度のことで、幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものであります。この制度は平成27年4月から本格的な実施が予定されており、新制度の実施に向けた準備を進めているところでありますが、本町においても新たな認可や確認の基準にかかる条例を定める必要がございます。今回の子ども・子育て新制度の主なポイントでございますが、一つ目に、幼児期の学校教育・保育に関する給付制度の創設であります。幼稚園や保育所などに対して、これまで個別に行われてきた公的な財政支援について、認定こども園、幼稚園、保育所に共通の施設型給付が創設、一本化されます。また新たな給付となる、地域型保育給付が創設され、5人以下の子どもを預かる家庭的保育、6人以上19人以下の子どもを預かる小規模保育、子どもの居宅において保育を行う居宅訪問型保育、従業員の子どものほか地域の子どもを保育する事業所内保育について、新たに公的支援の対象となるものであります。二つ目は、認定こども園制度の改善についてであります。今まで複雑な仕組みであった、幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督等が一本化されます。また、認定こども園の財政支援を一本化し、設置の促進を図ることとされております。既存の幼稚園や保育所からの移行については義務付けはございません。三つ目でございますが、地域の事情に応じた子ども・子育て支援の充実について。消費税率の引き上げによる財源を活用し、子ども・子育て支援の量、質の拡充を図ります。保育が必要な子どものいる家庭だけでな

く、すべての子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業など、地域子ども・子育て支援事業として位置づけ、拡充を図ることとされております。この資料の7ページをお開き願いたいと思います。新制度における条例の位置づけであります。先ほど言いましたように認可、確認ということがございまして、施設や事業者が新制度における公費の給付対象である特定教育・保育施設または特定地域型保育として位置づけられるためには、児童福祉法等を根拠とする施設・事業の認可と子ども・子育て支援法による確認の両方を受けることが必要になります。下の表であります。今現在教育・保育施設ということで、幼稚園、保育所、認定こども園がございまして。これについての認可については、北海道が認可するものであります。そして今回創設されます地域型保育事業、この中の家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業については町が認可をするものであります。さらに、すべてのものに対して町がこの確認をする作業が出てまいります。1ページに戻りまして、条例制定の背景ということですが、子ども・子育て支援新制度のスタートに向けて、各自治体では新制度における施設や事業の設備・運営に関する基準や、新たな給付の対象となる施設や事業の運営に関する基準を条例で定めることとなります。基準を定めるにあたっては、内閣府省令で定める基準に従い定めるべきもの（従うべき基準）と省令で定める基準を参酌して定めるべきもの（参酌基準）が規定されております。この法的効果ということで、まず従うべき基準で条例の内容は、法令の従うべき基準に従わなければならない。参酌すべき基準は、条例の制定にあたっては、法令の参酌すべき基準を十分参照した上で判断しなければならないとされております。基準の策定については、平成27年度当初に整備されているべき施設・事業について、平成26年度中に確認・認可等の手続を行うことができるよう、遅くとも9月議会、本議会において条例を制定し、事業者に周知する必要があるとございます。本町においても、これらの基準を定めるために、今回条例を提案しているところであります。その条例は、今回3件ございます。平取町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例と、平取町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、それと平取町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例であります。次に4番の平取町の条例制定に係る基本的な考え方をご説明いたします。条例の制定にあたっては、国が示した基準を満たすこと。また、これまでの本町における基準を下回らないようにすることを基本とし、検討を行ってまいりましたが、本町の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、原則として、国の基準をもって本町の基準とすることとし、従うべき基準、参酌すべき基準のいずれも、国の基準どおりとしております。ただし制度の本格的な施行が平成27年4月から予定されており、利用者の認定申請等の手続きを開始する必要があることから、本議会に必要となる基準について条例を制定し、内閣省令の公布前であり

ますが、国の基準案（対応方針）をもって策定しております。それでは、一つの平取町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてご説明いたします。議案については、3ページでございます。まず、提案の理由でございますが、本条例は、特定教育・保育施設（認定こども園、保育所、幼稚園）及び特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育）について利用の定員、運営、給付費に関する基準を定めるもので、幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものであり、公的な財政支援をするために確認をする基準を定めるものでございます。例えば、市町村で区域内に特定教育・保育施設がなく、近隣市町村の特定教育・保育施設を利用する場合、さらに、特定地域型保育事業での他市町村への事業所を利用する場合にあって、利用者が居住する市町村が確認を行う必要がございます。また、特定地域型保育事業の対象となる家庭的保育事業等は、事業主の制限がなく、参入も比較的容易なので、いつ確認対象が発生するかわからないことから、そのような場合に備えて条例を制定しておく必要がございます。条例の概要でございますが、第1条から第3条ですが、これは趣旨、定義、一般原則を定めております。第4条につきましては、特定教育・保育施設の利用定員に関する基準を定めるものであります。内容につきましては、第1項の認定こども園及び保育所である特定教育・保育施設、幼稚園については、利用定員の下限は設けておりませんが、利用定員は20人以上とすると定めております。次、第5条から第34条までですが、これにつきましては特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めております。次に、35条から36条ですが、これにつきましては特例施設型給付費に関する基準を定めています。次、第37条でございますが、これにつきましては特定地域型保育事業の利用定員に関する基準を定めております。これは基準の具体的な内容でございますが、先ほど説明いたしました、事業の利用定員は家庭的保育事業は1人以上5人以下、それから小規模保育型事業A型それからB型は6人から19人以下、それからC型については、6人から10人以下ということを定めております。また、居宅訪問型保育事業には1人としております。また3歳未満の利用定員は、従業員枠と地域枠ごとに利用定員を1歳未満、1歳以上に区分しているものであります。次38条から50条ですが、これは特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めております。次、51条から52条につきましては、特例地域型保育給付費に関する基準を定めております。施行予定日ですが、子ども・子育て支援法の施行の日から施行するということになっております。平成27年の4月1日からの予定ということになります。そして特記事項ですが、国の基準に示された特定教育・保育施設との連携のただし書きに、ただし、離島その他の地域であってはということで42条に国の法律で定められておりますが、これにつきましては、平取町は該当しないということでこの部分については削除しております。以上説明終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第2号平取町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第3号平取町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

それでは、議案第3号平取町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明いたします。お手元の資料の4ページをお開き願います。まず、提案の理由でございますが、本条例は、家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）について設備及び運営に関する基準を定めるもので、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものであり、家庭的保育事業の認可をするための基準を定めるものでございます。現に、地域内で家庭的保育事業に該当する事業は行われておらず、行われる予定もないという場合であっても、家庭的保育事業等は経営主体に制限がなく、認可を受ければ誰でも行うことが可能であり、当該認可申請があったとき家庭的保育事業等の設備、運営の基準に適合するかどうかを審査する必要がありますので、条例を制定するものでございます。条例の概要でございますが、第1条から第21条まで、これは趣旨、定義、また一般原則等を定めております。第22条から第26条ですが、これは家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定めております。それから第27条から36条、これは小規模保育事業の設備及び運営に関する基準を定めております。第37条から第41条、居宅訪問保育事業の設備、運営に関する基準を定めております。第42条から第48条ですが、これは事業所内の保育事業の設備及び運営に関する基準を定めております。この資料の5ページをお開き願いたいと思いますが、参考ということで、家庭的保育事業等は原則として3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした事業で、定員数や保育の実施場所により、次の4類型に区分されるものであります。まず家庭的保育事業ですが、内容といたしましては、家庭的な雰囲気のもと少人数を対象にきめ細やかな保育を実施するものであります。規模につきましては、少人数でありまして、現行は家庭的保育者1人につき子ども3人、家庭的保育補助者がいる場合は子ども5人まで

となっております。場所につきましては、家庭的保育者の居宅、その他さまざまなスペースで行われます。次、小規模保育事業ですが、内容といたしまして、比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を実施、規模に応じて以下の三つの類型があります。A型、保育所分園に近いもの。B型、保育所分園と家庭的保育の中間的なもの。C型、これは家庭的保育に近いものであります。規模につきましては6人から19人までとなっております。C型につきましては、6から10人までとなっております。場所につきましては多様なスペースでかまいません。次に居宅訪問型保育事業であります。内容は住み慣れた居宅において1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施、であります。主に特別なケアが必要な子どもや、保護者の夜間勤務等に対応するものであります。規模としては、1対1が基本でございます。場所につきましては利用する保護者・子どもの居宅となります。次、事業所内保育事業であります。内容につきましては、企業が主として従業員への仕事や子育ての両立支援対策として実施するものです。地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供できます。規模でございますが、数人から数十人程度ということになっております。場所につきましては、事業所内、その他さまざまなスペースで行えます。次、4ページにまた戻っていただきまして、施行の日ですがこれは平成27年4月1日を予定しております。特記事項といたしまして、先ほどもお話ししましたが、ただし、離島にあつてはという文言につきましては削除させていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第3号平取町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第4号平取町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

議案第4号平取町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例であります。資料の6ページで説明させていただきます。まず提案の理由でございますが、本条例は、放課後児童健全育成事業について、設備及び運

営に関する基準を定めるもので、小学生の健全な育成をはかるものであり、放課後健全育成事業（児童クラブ）の指導及び支援を強化していくための基準を定めるものであります。現在、町内において本町、振内地区の2か所で放課後児童健全育成事業が実施されております。同事業は、市町村への届け出が義務付けられておりますが、手続き面で比較的簡単にできるということもございまして、誰でも可能なため条例を制定しておく必要がございます。条例の概要でございますが、第1条、第2条につきましては、趣旨、定義を定めております。第3条から第8条につきましては、運営に関する基準を定めております。第9条、設備に関する基準を定めております。第10条につきましては、職員に関する基準を定めております。第11条から第21条、これは放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めているものであります。施行予定日でございますが、平成27年4月1日を予定しております。特記事項でございますが、本町における放課後児童健全育成事業の施設において、入所児童の定員を超えている施設があること、また、児童福祉法の改正に伴い小学校6年生まで、対象年齢が拡大されたことにより、今年度、待機児童がさらに予想されるため、条例第9条2項、設備基準の面積及び第10条第4項、児童数について、平成32年3月31日まで経過措置を設けることとしております。今回の条例で定員はおおむね40人以下と定められているところでございます。今現在において平取町の要綱でいきますと、おおむね40人ということになっておりますので、この分の経過措置を設けるということでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はございませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って、日程第9、議案第4号平取町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり可決いたしました。

日程第10、議案第5号平取町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

それでは議案第5号平取町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。この条例の改正につきましては、母子及び寡婦福祉法が改正されましたことか

ら、平取町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。改正内容につきましては、母子及び寡婦福祉法が母子及び父子並びに寡婦福祉法に名称変更されることに伴う関係条文の文言整理と、改正される母子及び父子並びに寡婦福祉法に配偶者のいない男子の定義がされることに伴う条例中の父の定義についての文言整理となっております。48ページの新旧対照表でご説明申し上げます。1点目は、第2条第2項第1号中、「母」とは母子及び、の次に、父子並びにを加えるものでございます。次2点目は、同項第2号中、現行では「父」とは、の次ですが、父子家庭であって、ひとり親家庭の母に準ずる男子をいう、となっておりますが、改正案では「父」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のいない男子であって、生活保護法による保護を受けていない者のうち、前号ア又はイのいずれかに該当するものであること。に改めるものでございます。なお附則といたしましてこの条例は平成26年10月1日から施行するものでございます。以上議案第5号平取町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第10、議案第5号平取町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第11、議案第6号北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第6号北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約につきまして、ご説明申し上げますので、議案書49ページをお開き願います。提案の理由といたしまして、本規約変更案は北海道市町村職員退職手当組合に根室北部廃棄物処理広域連合が新たに加入することに伴い、規約の一部を変更するため、同組合を構成する全ての市町村等の議会の議決を要する必要が生じたためであります。変更内容についてご説明いたしますので、議案書50ページをお開き願います。同組合の規約中「中標津町外2町葬斎組合」を「中標津町外2町葬斎組合 根室北部廃棄物処理広域連合」に改めようとするものであります。なお、附則におきまして、この規約変更案は地方自治法第286条第1項の規

定により、同組合を組織する全団体による議決を経て、総務大臣がこれを許可する日に施行しようとするものであります。本件に関し、同組合を構成する合計259の市町村一部事務組合及び広域連合がそれぞれ議会に対しこの時期に同一の規約変更案を提案しておりますので、この旨、申し添えます。以上、北海道市町村職員退職手当組規約の一部を変更する規約案に関する説明を申し上げましたので、よろしくご審議くださいますようお願いをいたします。

議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第11、議案第6号北海道市町村職員退職手当組規約の一部を変更する規約については原案のとおり可決しました。

日程第12、議案第7号平成26年度平取町一般会計補正予算第6号を議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

議案第7号、平成26年度平取町一般会計補正予算第6号についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に、それぞれ4226万4千円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を58億5407万4千円とするものでございます。2項におきましては、補正の款項の区分金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。それでは、事項別明細の歳出から説明を申し上げますので59ページをお開き願います。2款1項1目一般管理費622万円の追加でございます。4節共済費18万4千円、7節賃金19万9千円の減額でございます。これは平取小学校の給食調理員が9月末で退職することとなったための減額でございます。共済費の社会保険料等は6か月分の減額となっております。7節賃金は6か月分賃金102万7千円の減額と退職に伴う退職一時金82万8千円の増となっております。13節委託料、社会保障・税番号制度システム整備委託料594万円の追加でございます。これは一般質問でも答弁がございましたけれども、行政の効率化と国民の利便性の向上、公平公正な社会を実現する社会基盤といたしまして、社会保障や税、年金などの行政手続で使われ、平成27年10月から導入されます社会保障・税番号制度、マイナンバー制度に係る住民基本台帳等のシステム改修にかかる委託料となっております。19節負担金補助及び交付金、地方公共団体情報システム機構負担金66万3千円の追加でございます。これはマイナンバー制度運用に係るセキュリティーコストの観点から、個人情報データの副本を保存管理する中間サーバーにて対

応するという事としてございまして、これらの構築利用等に関する平取町分の負担となつてございまして、これは総務省の関係団体である地方公共団体システム機構への負担金ということになつてございまして、続きまして、2款1項9目企画費17節公有財産購入費373万7千円の追加でございまして、これは、旧振内営林署用地及び建物等を取付するための費用となつてございまして、当該用地につきましては、平成23年度、周辺用地を取付した際にも、一団の土地として取付したい意向を平取町としても示してきておりましたけれども、森林管理所側の財産上の位置付けから、その時点での譲渡は困難との事情でございまして、取付できなかった経緯がございまして、今回、財産区分が財務省に移管されたということもございまして、北海道財務局としても、平取町へ譲渡したいというような意向もありまして、譲渡のための評価額が示されたということなどから、平取町としては平成23年度に取付した隣接地との一体的な有効な利用も視野に置きまして、主として移住定住施策を推進する施設、当面といたしましては北海道大学との連携協定における拠点施設等として、さらには既に購入しております旧営林署庁舎等も含んだ研修施設としての整備を図ることなどを想定いたしまして、土地建物を取付するための追加補正となつてございまして、内訳といたしましては土地2499.57平方メートル、135万円。建物は旧職員住宅1棟2戸、131.4平米、旧宿志別森林事務所1棟74.99平米、旧ニセウ森林事務所1棟、70.67平米、その他物置等の付属棟であわせて建物分238万7千円となつてございまして、次のページをお開き願います。3款1項1目社会福祉総務費13節委託料、障害者自立支援給付支払等システム改修委託料29万2千円の追加でございまして、障害者総合支援法の改正に伴いまして、給付実績データの集計、分析機能を付加するためのシステム改修にかかる費用の追加補正となつてございまして、その下でございまして、4款1項4目環境衛生費1510万円の追加補正でございまして、これは、エゾシカの有害駆除の捕獲に関する費用となつてございまして、当初予算では26年度の捕獲予定頭数を1800頭として捕獲に関するそれぞれの経費を積算してございましてけれども、実績といたしまして既に7月までの捕獲頭数1139頭という実績もございまして、今年度中の捕獲予定頭数が当初予定をはるかに上回る状況となつてございまして、26年度全体で2600頭になるものとの見込みでございまして、また、捕獲業務委託料も当初予算では1頭当たり6千円を計上しておりましたけれども、全道的な取り決めということもございまして、26年度より1頭当たり8千円と増額もされたところでございまして、これに対応するため、まず13節委託料1240万円を追加してございまして、内訳といたしましては増加する800頭分640万円と当初予算1800頭分の単価差2千円分の360万円、あわせて1千万円の追加でございまして、及び指定処理施設への搬出委託料、これも実績等から推計いたしまして、捕獲頭数2600頭の60%、1500頭が持ち込まれるとの推計で、当初計上900頭を差し引いた600頭分、240万円の計上となつてございまして、あわせて124

0万円でございます。12節の役務費、手数料は搬出する指定処理施設への手数料600頭分270万円を追加をさせていただくものでございます。次のページ、5款1項1目農業委員会費13節委託料、農地基本台帳システム改修委託料64万8千円の追加でございます。これはこのたび農地中間管理事業におきまして、農地台帳の公表化が義務付けられ、そのなかでの住民基本台帳との整合性などが求められているということから、システムのバージョンアップ及び改修が必要となったことから、それにかかる費用の追加をするものでございます。次に6款1項2目商工振興費19節負担金補助及び交付金、平取町商工会補助金（地域商品券発行事業）500万円の追加でございます。これは町民への生活支援及び町内の消費拡大を図り、地域経済の活性化に寄与することを目的といたしまして昨年に引き続き平取町商工会が実施いたしますプレミアム付き地域商品券の発行事業に対し助成をするものでございます。発行総額は2760万円、1組12枚1万2千円相当を1万円で販売する内容になってございます。これによりますプレミアム分460万円と商品券の印刷代の事務費40万円、あわせて500万円を補助する内容になってございます。次のページをお開き願います。7款2項3目橋梁維持費に関しましては歳出の変更はございません。これは充当財源の変更となってございまして、国の経済対策といたしまして、平成25年度補正予算関連の交付金でありますがんばる地域交付金の充当事業が決定したということから財源の振り替えを行うものでございます。当初予算計上した橋梁点検業務委託料の一般財源561万4千円をがんばる地域交付金に振り替えるものでございます。次に7款4項1目住宅管理費13節委託料、町営住宅使用料回収業務委託料170万円の追加でございます。これは町営住宅等の滞納者への滞納分の使用料を回収するために、弁護士にその業務を委託するための費用となってございます。改修を委託する対象者は2名でございまして、1名は滞納月数が281か月、滞納額8月末で130万5千円となっております。町からの催告、再三の協議等の要請にも全く応じてもらえず、納入の意思がないとの判断によりまして回収を委託するものでございます。もう1件のケースでございまして、滞納月数122か月、滞納額8月末で72万8千円となっております。これも前ケースと同様、再三の支払い等に応じない状況から、回収を委託するというようにしてございます。当該委託業務は段階的な対応となりまして、第1段階としては示談交渉、それが成立しない場合は訴訟提訴、明け渡し判決が確定した後にそれに応じない場合は、強制執行までの業務となっております。今回これらの業務を弁護士委託することとしましたのは、法律の専門家であり、そのノウハウを活用することによりまして、訴訟、強制執行等まで迅速に進むということ、また町の職員ではなく、弁護士が回収業務に関与するということが、いわゆる悪質な滞納者には容赦ない回収手続を町が用意しているということアピールするという機会にもなり、他の滞納者の使用料回収にも効果が期待できると判断したところによるものです。予算といたしましては2件分、委託料170万円を見込んでござい

す。次のページ、8款1項1目消防費19節負担金補助及び交付金168万9千円の追加でございます。これは7月18日に開催されました平成26年度北海道消防操法大会におきまして、見事優勝を収めた日高西部消防組合平取町消防団が11月8日に東京で開催されます全国消防操法大会出場にかかる経費の追加となっております。内容につきましては本日別紙をお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。日高西部消防組合の負担金内訳ということになってございます。まず消防支署費では訓練にかかる職員の時間外手当及び引率の旅費6名分であわせて200万9千円の追加。消防団費では、訓練時の栄養補給費として報償費で7万5千円。隊員及び幹部、引率者9名分の旅費112万5千円。需用費は靴、グローブなどの隊員被服等で22万7千円。役務費で消防ポンプ車陸送手数料35万1千円ほかで36万4千円。使用料及び賃借料では、大型発電機、投光器使用料で17万3千円。備品購入費では大会用ホース12本を購入する経費51万9千円。負担金補助及び交付金は、訓練講師派遣費用として互助会に助成する助成金4万2千円。あわせて消防団費で252万5千円を追加してございます。消防施設費では大会出場車両の整備費10万8千円を追加しております。また消防長の旅費の平取町負担分として本部費で3万4千円を追加し、合計で467万6千円となっております。またその額から25年度決算で生じております繰越金298万7千円を差し引きまして、今回補正する額は168万9千円ということになってございます。続きまして9款2項小学校費1目学校管理費の補正に関しましては、橋梁維持費同様歳出の変更はなく、充当財源の変更となっております。これもがんばる地域交付金の充当事業が決定したということから、財源の振り替えを行うものでございます。当初予算計上しておりました教員住宅の解体工事の一般財源672万8千円をがんばる地域交付金に振り替えるといった補正になってございます。次のページをお開き願います。9款4項2目公民館費11節需用費、修繕料240万円の追加でございます。これは平成13年度に購入いたしました町有バスが老朽化等の影響によりまして、バスのテール等が腐食し、さらに亀裂等も見つかるということから、現在運行不可能となっております。緊急的な修繕を要することとなったためにかかる経費を補正させていただくものでございます。次に9款4項3目文化財保護費432万2千円の追加です。これは文化庁のアイヌ語の保存、継承に必要なアーカイブ化に関する調査研究事業を昨年に引き続き今年度も千葉大学が受託するということになってございまして、調査研究に必要なアイヌ語の音声データが平取町には良好な保存状態で量的にも十分なものが存在するという理由から、平取町が千葉大学の再委託先に指名されまして、調査業務を支援受託するための経費として追加をさせていただくものです。主な事業の内容といたしましては、アイヌ語音声資料の転写、アイヌ語音声資料の和訳、アイヌ語解釈に係る注釈の作成ということになってございまして、経費の内訳は、8節報償費180万3千円、これは転写、和訳等に係る調査員への謝礼となっております。9節旅費103万6千円でご

いますが、このうち67万3千円は調査員が千葉大学、札幌市などへの事務連絡のための費用弁償となっており、普通旅費36万3千円は、文化庁、千葉大学との連絡にかかる職員の旅費となっており、11節需用費55万5千円は消耗品40万円で作業書籍、パソコン等の消耗品の事務用品、食料費は会議のお茶代等で5千円、印刷製本費は成果報告会の周知ポスター及びチラシの作成で15万円となっており、14節使用料及び賃借料92万8千円は作業用パソコン7台分のリース料、報告会の会場借上料30万円、コピー機使用料5万円という内訳になっており、歳出最後に9款6項1目の学校給食費13節委託料115万6千円の追加補正で、これは総務費の一般管理費で説明をいたしました平取小学校の給食調理員が退職することに伴い、当該業務を民間委託するということにより委託料の追加となっており、1名6か月分の委託料となっており、続きまして、歳入をご説明いたしますので、55ページにお戻りいただきたいと思います。

10款1項1節地方交付税、特別交付税300万円の追加で、これは歳出の環境衛生費、シカ捕獲業務委託料追加補正分1千万円から特定財源を控除した80%が特別交付税措置されるということから300万円の予算を計上して、14款2項1目3節総務管理費補助金599万1千円の補正で、これはマイナンバー制に伴う委託料及び地方公共団体情報システム機構負担金に充当される補助金となっており、充当率は地方税システムを除くほか100%となっており、次のページで、14款2項2目民生費国庫補助金1節の社会福祉費補助金、地域生活支援・障害者総合支援事業費補助金14万5千円は障害者自立支援給付支払等システム改修委託料に充当されるもので、補助率は2分の1となっており、次に14款2項4目土木費国庫補助金1節道路橋梁費補助金、がんばる地域交付金561万4千円は歳出の橋梁維持費、点検業務委託料に一般財源から地域交付金に振り替える歳入の追加で、続いて14款2項5目3節小学校費補助金も同様に、教員住宅の解体にかかる一般財源に振り替えるがんばる地域交付金672万8千円、14款2項6目農林水産業費国庫補助金1節農業費補助金、農地情報公開システム整備事業費補助金64万8千円ですが、これは農地基本台帳システム改修委託料に充当される補助金、充当率は100%となっており、次のページで、19款1項1目1節繰越金、前年度繰越金984万2千円の追加で、今回の補正に係る一般財源は前年度繰越金を充当いたしております。最後20款5項1目2節雑入1029万6千円の追加で、内訳といたしましては、給食調理員の退職に伴う雇用保険被保険者負担金6千円の減額、日高西部鳥獣被害防止対策協議会負担金598万円の追加で今回歳出で追加いたしました捕獲委託料に充当する協議会からの負担金を追加して、アイヌ語アーカイブ化調査研究事業委託金432万2千円の追加で、これは千葉大学からの委託金となっており、負担率はかかる経費の10

0%となっております。以上、議案第7号平成26年度平取町一般会計補正予算第6号についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ありませんか。1番櫻井議員。

1番 櫻井議員 1番櫻井です。61ページの商工費2目商工振興費19節の負担金及び交付金、地域商品券発行事業についてであります。確か前回、去年に比べまして計上が減額されてるはずなんです。その理由を伺いたいんですが。

議長 産業課長。

産業課長 説明をいたしたいと思ひます。商工会からの要望につきましては前年度と同額の540万ということで要望がきておりました。検討しました結果、町の財源的にも今年度につきましては交付税の減額等ありまして、なかなか厳しい状況ということをお話しております。で、前年度と同額の発行額で行く場合につきましては、前年度発行総額で3千万円ということで、町補助金分で500万円というなかたちでございました。事務費のほうで印刷費等40万と切手代等通信運搬費のほうをあわせて40万ということでございまして、全体的な券額を減らさないように行うようなかたちでしたら町補助金で500万円の分を全額プレミアム分に充てていただいて、何とか自力で印刷等の部分についてはお願ひしたいというようなかたちで、なかなか町も厳しい財政状況ということもございまして、お話をしたところでもございまして、そういうようなかたちで商工会のほうに協議をしていった経過でございまして。回答としましては、なかなか商工会自体も自らの財源は非常に厳しいということで、事務費分の40万については今までどおり印刷、通信運搬費で40万みてですね、町からの補助金については460万で発行総数につきましても先ほどまちづくり課長が説明したとおり発行セット数で2300セット、総額で2760万円の金額の発行額というようなかたちで協議をさせていただいて決定をしたというような状況でございまして。以上でございます。

議長 櫻井議員。

1番 櫻井議員 ただいま課長のほうから地方交付税の減額についてあったんで、非常に厳しいというお話があったんですけども、これは温泉事業の協議の中でも何回も、将来的には地方交付税が段々減額されるのは目に見えてるんで、ということをお話自身、町長にも課長のほうにも言い続けてきたことありまして、にもかかわらず10数億の投資をしたということで、それについてはもう議論が終わっているんで言及いたしません。今回のこの事業というのはね、平取町全体の商

業者、あるいは商業の活性化という意味と、住民のそれこそ支援をするという、大変大きな目的でありましてね、それを今なんでここで40万ばかりの金をね、減額するという町の考え方が私にはどうしても理解できないんですよね。それについてもう少し納得のできる返答を伺いたいんですが。

議長

産業課長。

産業課長

お答えをしたいと思います。40万ばかりの金額をなぜカットするのかということでございましたけれども、26年度につきましては先ほど言ったとおり交付税の見込みがかなり落ち込んできているということで、その部分を何とか斟酌していただいて今年度についてはご理解をいただき、来年度以降についてはまた、今年度は特別な理由で交付税が落ちたということもございましたので、その分回復した部分については今までどおりの金額を計上していきたいという予想で商工会さんのほうとも協議をさせていただいたというかたちでございます。この事業は町民に対して非常に効果のある事業ということで、町民の方も皆さん毎年期待して待っている事業ということで、発行セット数が減る部分については大変心苦しく思っておりますけれども、その点今年度については、歳入の部分でかなり、歳入欠陥が生じるということもありまして、ご理解をいただいて、次年度以降、何とかその部分については確保していきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。納得できる、説明になっていないかもしれませんがよろしくお願いしたいと思います。

議長

櫻井議員。

1番

櫻井議員

来年以降に、課長の答弁を期待いたしまして、行ってまいりたいと思いますが、あとですね、商業の振興策だとかそういったもの、活性化政策だとかっていうものを第6次の総合計画の中でも明確に示していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長

産業課長。

産業課長

おっしゃられたとおり、今年度については特別な事情があったということでご理解をいただきたいと思います。また毎年商工会のほうに補助しております各種事業の部分につきましても、積極的に商工会のほうからこういう事業というように具体的なかたちで出てきた場合検討協議をしていきたいというふうに考えておりますし、次の総合計画の中でも、効果のある事業、町民のためになる事業というようなことで検討していきたいと思いますのでよろしく願いしたいと思います。

議長

6 番千葉議員。

6 番
千葉議員

6 番千葉です。59 ページ、2 款 1 項 9 目 1 7 節公有財産購入費についてお伺いしたいと思います。このことは先に協定を結んだ北大の農業連携協定の部分での使用はもう明確にされてきているわけですが、ここへきて取得するですね、土地、それから住宅 1 棟 2 戸ですか、それから監督事務所含めて旧監督事務所ですか、があるわけですが、その中で一般住宅についてですね、一般住宅というか旧営林署の人達の職員が利用してた住宅の部分については、やはり一般の町民にも一部開放して使用したいという意見がございしますが、たぶん旧監督事務所におかれましては、住居も一緒に事務所と一緒にあるものというふうに思ってますが、今現在ですね、北大の農業連携協定この間調印終わったわけですが、使用区分の話合いなどは進んでいるのか、どの部分でこの取得した旧営林署跡地のものを使用させていくものか、その辺で逆に言うと、出てくるものは一般町民に提供できるものはどれかという区分はなさってるのか、お伺いしておきたいと思えます。

議長

産業課長。

産業課長

質問にお答えいたします。8 月末に北大と連携協定の調印式を行いまして、それ以前のなかでも全員協議会、産業厚生常任委員会等でどのようなかたちで進めていくという説明をさせていただいたところでございます。それで旧営林署跡地の住宅部分については、何とかそれを北大の活動拠点として活用したいということで、町幹部またまちづくり課長とも協議をしてきたところでございます。営林署の跡地について取得をしていくというようなことで、その中に住宅 1 棟 2 戸の部分が含まれているということで、この部分については比較的程度がよろしいということで、外観等については改修するまでもなく使えるような状況でございます。中のほう、若干住めるようなかたちにすること、若干補修が必要になってくるかと思えますけれども、その住宅 1 棟 2 戸の部分について北大の拠点として活用していきたいという意向で現在いるところでございます。特に北大生がこちらのほうに来て長期滞在しながら活動する部分については、宿泊施設がないとなかなか活動ができないということでございますので、その部分を活用しながら活動等、協定の中の項目を実施していきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。その他の部分については特に北大との協定の中で土地使ってもらうだとかっていう話はなく、住宅の拠点としての部分の協議にとどまっているところでございます。

議長

千葉議員。

6 番
千葉議員

そうなると、先ほど述べました住宅1棟2戸、この部分は確定してですね、北大のほうに使用していくという、要するに学生やなんかの拠点として使っていくということで、残りの部分については旧監督事務所含めてですね、このへんは直して使っていける一般町民に提供できるような要素というのはいないんじゃないでしょうか。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

お答え申し上げます。今、産業課長から答弁ありました、1棟2戸の旧職員住宅以外に今回二つの旧森林事務所がございまして、それをあわせて取得するという事になっております。23年度に取得して、居住の用に耐えられるという判断をする住宅が3戸ございまして、1戸もう入居してございますので、その辺いろんな地域のそういう居住ニーズとか、そういうものも鑑みながら、その中でどれだけ町民に提供できるのかというようなこと、それから旧森林事務所についてはある程度改修も必要なところも出てくるのかなというところもありますので、その辺も検討させていただきながら、できるものについては町民に開放するというような方向で検討させていただければというふうに思っております。

議長

千葉議員。

6 番
千葉議員

わかりました。やはり、もとの振内の営林署跡地の周辺というのは環境的に非常にちょっと奥まったところで立木もまだ木陰として残るような場所ということで非常に静かな場所で、そういったところでもしですね、可能であれば、今遠藤課長申し上げられたとおりですね、直して提供できる要素、私は十分に備えているのかなというふうに思っておりますので、どうかその辺ですね、すべてがすべて100%良くするという事はなくて、最低限、やはり人が住んでいただける状態にですね、戻していただいて、これもやはりあまり北大と差別化を図らないで一般町民もですね、開放できる部分は、ぜひ開放してもらいたいと思っておりますけど。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

先ほど答弁したとおり、検討させていただきます。今回取得した部分と23年度取得した部分の約2万5千平米の土地については、今後旧営林署の大きな建物もございまして、その辺もこういった大学との協定、連携のなかで、例えば研修施設として使うなど、今回一体的に取得するという事もあるんですね、その辺も総体的な、もうグループホームも建っておりますので、あの辺の地区計画みたいなものを立てながら、町民に提供するものがあればそのような方向

で検討させていただければというふうに思っております。

議長

8番山田議員。

8番
山田議員

8番山田です。62ページの町営住宅使用料回収業務委託料のことについてお聞きします。このことにつきましては、議会としても決算審査のときに毎年のように理事者側について、何とかしてくださいということで、いつも毎年決算審査の結果講評のときに書いてるわけですが、実際のところこの2名の方、当然やって当然な月数だと思うんですけども、これに対しての基準、例えば何か月以上だからこうする、先ほどまちづくり課長が言いましたように対応の仕方もあるんでしょけども、これを含めて細かい規約などは決めたのか、また前回というか昨年度ありました回収不能になって、取り立てができなくなったような件もありましたよね。そういうことに関してのこの町に関するこういう町営住宅の使用料に関してはないんでしょうけども、この辺の項目などは調べ上げられたのか、その辺ちょっとお聞きかせください。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

お答え申し上げます。今回、補正等で対応させていただいたという、非常に大きな理由といたしましては、町営住宅使用料そのものは税等と違い、毎月増えていくというような状況でございまして、いろいろ内部的な検討も含めて常任委員会等への説明等も行ったなかで、一刻も早くそういった措置をするのが、一番適当だろうというようなことで、今回補正というかたちでやらせていただいたということもございまして、規約というかそういう確固たるものといいたいでしょうか、基準というものは住宅に関しては、存在しておりません。ただ、いわゆるもう何年間にもわたる滞納者等が既に今私どもが重点的に滞納解消を図ろうというような方については、20件以上のそういった対象者がいるということでございまして、こういった強制的な措置に至るまでというのは最終的な段階というふうに私どもとらえておりまして、個別に自宅なり、役場にも呼び出しをかけたというようなことで、いろんな、なんとか納めていただけないかというような努力というか協議は進めていたということでございまして、確かに基準等がないというなかで今回対象者2件より、多くの滞納額がある方も中にはおります。ただ、そういう方には、やはり誠意をもって対応していただけないというようなことで、計画書などそういったものの提出ですとか、計画的に約束を守っていただけないというようなことがこちらとしても認められればこういった措置まではしないという、そういう内部的なきめを持っておりまして、今回どうしてもこの2件のものに関しては、誠意もみられないというようなことで、こういった措置に踏み切ったという状況でございまして。

議長

副町長。

副町長

それでは後段の質問の部分でございます。先日の決算監査のときも監査委員から質問を受けたわけですが、いわゆる債権の種類をきっちり町は押さえているのかというご質問でございました。債権の種類によってはいわゆる時効が成立をして、もう請求のできないもの、また時効が成立しても、本人からの申し出がなければ、時効が成立をしないという債権もあります。そういうような種類の中で今後どうするのかということでご質問されたんですけれども、その時にも申し上げましたけども、いわゆる債権をどう管理していくかという方針を町として、持っていないというような状況になってますので、監査委員さんにもお話をしたんですけども、まず、町としては、債権管理方針をきっちり確定して債権管理方針に基づきまして、債権管理条例あるいはその担当者が使う債権管理マニュアルをきちっと整備をして、今ある未収金の対応を進めていきたいということでお話をさせていただきました。今、庁内の収納対策会議のなかで債権管理方針の確定について協議をしているところでございます。これらがある程度状況が見えてきましたら議会の担当常任委員会にもご説明をしながら、その内容について整理をしていきたいというふうに思っておりますのでひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。以上です。

議長

10番平村議員。

10番
平村議員

10番平村です。60ページの環境衛生費の中のシカ捕獲業務委託料なんですけれども、平取町では鹿柵を対策として2年間かけて、ずっと柵を何億円もかけてやったんですけれども、またこのように追加で補正が出るようにシカがたくさん増えているんだと思いますけれども、農地の損失はあまりないと農家の人は言ってますけれども、なぜこのように、このシカがたくさん増えるのかその辺は場所がどこでとってもこれ全部補助金をあげているのかどうか、農地のほうには入ってきてないって言うんですけれども、その辺の調査とか鹿柵をずっと作った費用対効果とかそういうのは調べてみたんでしょうか。

議長

産業課長。

産業課長

質問のほうにお答えしたいと思います。農業被害の部分の被害額がどのようなかたちになっているか、費用対効果の部分で検証はしているのかという質問かと思っておりますので、お答えをしていきたいと思っております。鹿柵を張る直接の要因としましては平成22年度に農家の方々に聞き取りでございますけれども、どれくらいのエゾシカによる被害があるかというような調査を行いまして、その段階では1億8700万ほどの被害が出ているというようなことでございます。あくまでも聞き取り調査による部分となっております。平成23年度鹿柵を張

るといようなかたちで話が進んでいったところでございますけれども、その時点ではまだ張っておりませんでしたので1億8500万ほどの被害がまだ出ているということでございます。平成24年度、本格的に鹿柵を張りだしたのが平成24年度の収穫後に張りはじめたということもございまして、平成24年度の被害額についても若干減ってきているようなかたちでございますけれども、1億6千万ほどの被害額がまた出ていたというような状況でございます。平成25年度、昨年でございますけれども、大体おおよその鹿柵を張って残っている部分については国の所有している土地ですとか、道の土地、河川ですとかそういう部分の土地を張ったというようなかたちでございますけれども、平成25年度の調査では一気に減りまして、7450万ほどの被害額になったということで、平成22年度から比較しまして5600万ほどの被害がなくなったというようなかたちでの調査になってございます。ただしこれは聞き取りの調査でございますので、牧草と飼料作物等の出荷の額等によって金額が変更になったということではございません。中には自宅で、自分のところで使う牧草分とかもありますし、そういうものを数量を金額で明確にした部分ではございませんけれども、聞き取り調査によりましてそれぐらいの金額が減ってきているというようなことございまして、かなり減ったということでございます。シカ自体は柵をすることによって数が減るわけではございませんので、その分が農地に来ない分ほかの場所、山林等に行っているというようなことで、根本的な対応策としては数を減らしていくことが必要になってくるかと思っております。実際にシカの捕獲の頭数についても、当初計算してた数よりもかなり増えているというような状況もありますし、その分が減ってくると被害のほうも年々減ってくるんじゃないかということでございまして、鹿柵を張ること自体がシカ全体の頭数の削減にはなっておりませんので、あわせたようなかたちの対策ということで理解をしていただければというふうに思っております。以上です。

議長

町民課長。

町民課長

シカの生息数についてでございますけれども、これは北海道の調査ですけれども、平成22年度全道で約65万頭の推定生息数ということでございましたけれども、平成25年では56万頭ということで、約9万頭減少している状況でございます。この分布なんですけれども、平取町にどれぐらいのシカがいるというのはちょっと把握できておりませんが、北海道東部西部に分けますと、北海道東部で約21万頭、西部で35万頭の計56万頭という、これは北海道調査結果が出ております。先ほど産業課長も申し上げましたように、シカの絶対数を減らすということでいけばやっぱり有害捕獲が第一だと考えております。今後とも沙流川猟友会支部の協力をいただいて、この被害防止に努めていきたいと考えています。今回北海道の広報誌、配られたと思うんですけども、

この中でエゾシカ対策ということを中心に特集されておりました、道の取り組みの意気込みが伝わってくると思うんですけども、この中にエゾシカはすぐ増えるという記事がございまして、メスが出産できるのは2歳からで繁殖力が高く、4年で2倍に増えると言われていたところがございますけれども、昨年平取町で2800頭あまりとっておりますけれども、狩猟期間も含めると約4千頭近くとっているんですけども、なかなか追いついていない状況になっているものかと考えております。以上です。

議長

産業課長。

産業課長

一部発言を訂正させていただきたいと思います。先ほどの被害の現状ということで、平成22年度に被害が1億8700万、平成25年度の聞き取りで7400万ということで当初からの被害の減った分については1億1千万近くの金額になっております。先ほど5600万と申しましたけれども、1億1千万ぐらいの減額になっております。5600万といいますのは鹿柵を整備して、被害額をどれぐらいにしていくかという目標金額がございまして、当初の金額から30%被害を少なくするというので、鹿柵を張る時点では1億3千万ほどの被害額にしていきたいということに対しまして、実際には1億3千万を5600万ほど下回るほどの被害額になってるということで、当初平成22年度からの減額については、60%位の被害が減っているというようなかたちで訂正をさせていただきたいと思います。以上です。

議長

ほかございせんか。なければ、この議案につきましては私のほうから質問をしたいというふうに考えておりますので議長席を安田副議長と交代をいたしたいと思います。

副議長

引き続き、議案第7号平成26年度平取町一般会計補正予算第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。鈴木議員。

12番
鈴木議員

質疑を行いたいと思います。59ページ、2款総務費1項総務管理費、1目の一般管理費について伺いたいと思います。また、あわせて65ページの9款教育費6項学校給食費1目学校給食費13節委託料についてもあわせて伺うところでございます。このことにつきましては、ただいま説明を受けたわけでありまして、平取小学校における給食調理員の方が1名がですね、4名いるということで伺っておりますけど、1名が体調を崩してこの9月いっぱい退職する、そういう事態を受けまして、その補充につきましては外部委託に回したいという内容の説明であります。行政改革に伴う業務委託という考え方についてはですね、今年3月、予算議会においても、私自身が質疑をしたところでありまして、結果としてですね、町長のご答弁の中でも26年度中に行政と議

会との間で十分に協議をしていきたいという発言がございました。そういうことであつたにもかかわらずですね、その協議がいまだ行われていない、そういったさなかでございます。そういったさなかでございますので、行革はもちろん外部委託のことだけが全てではございませんけれども、これも含めた全てについてですね、協議をお願いしたと、それについて町長もお答えになつたというふうに私はとらえている、その観点からいいますと、今回突然のというかたちではありますけれども、急な退職ということではありますけれども、それはやはり協議を行っていないなかで、どうしてそんなに委託委託ということで進めなければならないのか。そのことについて非常に疑問に思うところであります。そのことがまず、質問の第1点であります。またですね、この補正予算認められますと、10月からこの平小の職場の中では4人の調理員ということでありますので、そのうちの3人がですね、嘱託職員、そして新たに入るであろう方につきましては外部からの委託の派遣職員という言い方になろうかというふうに思います。調理場の現場というのは私も見ていないということで、想像する程度しかできないんですけれども、やはり子どもたちの食の安全ということも含めてですね、4人が心を合わせて共同して作業されると、そういうことにならなければならないと思いますし、資格を持っているというふうに2人の方が持っているというふうに言われております。その方のどちらかがですね、私やっぱり、4人の現場ということになれば、必ず、そのリーダー的な方はいらっしゃるといふふうに思うわけではありますけれども、その仕事をリードしていくと思われるのでありますけれども、委託会社からの職員ということになりますとリーダー的存在の人だからといって、ある意味の指令的な発言をできるのかと。私はやっぱり、その1人の方は、会社から指示をされた、会社が町と契約をした内容、そして、会社から指示をされた以外の意味でその現場でですね、ほかの方から指示を受けるということは、これはあつてはならないことというふうに法的には決まっているというふうに私は理解しております。そういった意味で、現場でのそういった法令遵守も含めてですけども、本当にきちんと保障できる体制ということで考えておられるのかどうなのか、そのあたりについてですね、2点について伺いたいと思います。

副議長

町長。

町長

それではお答え申し上げたいと思いますが、3月の議会で今年度民間委託についての協議をするというようなことで、予算議会のなかで議論をしたところがございます。今年度については、結論から申し上げまして、行財政改革審議会の総体的な協議がまだ整っていないことから、現段階で議会とも協議するに至っていないのが状況でございます。特に議会とのこの協議につきましては、私どもは民間委託全般にわたっての協議というふうに認識をしてございまして、個別の部分については、これまでの大綱に基づく民間委託の方針に基づきなが

ら大所高所からご理解をいただきたいというふうに考えていたところでございます。民間委託につきましては、町財政の限られた財源の中で、民間のノウハウを活かしながら、最小の経費で最大の効果を上げるという私どもの行政としての責任であり使命というふうに思っておりますし、最近の雇用情勢といたしましては短期の、特に調理業務については、1日いっぱいということではなく、8分の6というようなかたちのなかで短期雇用の人材についてはなかなか確保できないという状況のなかで、この学校給食の人材については、例えば、休暇を急遽取らなければならないケース、あるいは欠員が生じて、しかしながら学校は運営されているというようなことから、一時的な補充などを考えたときに、やはり弾力的に対応できる民間委託がベターというふうに考えておりますし、また特に給食につきましては、食中毒のことなどさまざまな危機管理もございまして、民間のノウハウを持った委託が望ましいというふうに考えてございます。このことについては、第4次の行財政改革大綱、これは24年から28年では民間委託等を推進するというようなことで記載をしておりますが、これは第4次の行財政改革大綱ばかりでなく以前から、第3次の大綱からも、そういった方針を打ち出しながら今日に至っております、これまで教育委員会のバスの委託、あるいは道路維持の管理の委託やびらとり温泉の関係、あるいは病院の給食業務の民間委託等々ですね、これまで進めているというようなことでございますので、前段申し上げたかたちのなかで大局的な協議をしたいというのが、私どもの思いでございますので、ご理解を願いたいというふうに考えてございます。

副議長

教育長。

教育長

それでは2点目の件についてお答えをさせていただきたいと思います。今回の退職調理員ということにつきましては平取小学校ということで、現在、平取小学校には4名の調理員を配置をいたして、その中の1人が退職ということになりました。そのことをもちまして、教育委員会といたしましては速やかに人員体制を整えなくてはならないということで、今回につきましては委託ということで予算を計上しながら採用していきたいという考え方でございます。今、ご質問の中にありましたけれども、平取小学校で4名おまして、そのうち1名が委託ということになれば、職場の体制といいますか、そのことが十分に図られないのではないかとということでのご質問になろうかなというふうに思っております。このことにつきましては、教育委員会として学校の調理業務にかかわっての、例えば複数いる場合においても、主任的な発令だとか責任者というようなことでの発令ということは一切してございません。しかし、給食業務等にかかわってはやはり経験だとかっていうことも必要になる部分がありますので、複数いるところについては、1人は経験豊富な方を配置するだとか、あとは若い方を配置するだとかというようなことで人をやりくりをしながらそれぞ

れこれまで行っているということになるかと思えます。それで1人がその委託業務ということになると4人の共同体制が十分に図られないのではないかということになるかというふうに思いますが、けしてそういうことではなくて私どもとしては偽装請負ということにならないように、私どもがその委託業者から派遣されてきている職員に対して指示ということはでき得ませんけれども、そのことは私どもが会社のほうにしっかりと給食業務にかかわっての分担といいますか業務内容ということはお伝えをしながらそれぞれ4人の役割ということを明確にしながら体制をとっていくということにしてございますので、今鈴木議員が申される部分の懸念ということは払拭できるのかなというふうには考えているところでございます。

副議長

鈴木議員。

12番
鈴木議員

町長の答弁の中でですね、24年から28年の行革大綱ということも含めてお話ありました。それ以前からもあって、その民間委託についてはずっと説明もしているという、進めてもきているし説明もしているという内容というふうに判断しました。ただですね、24年から28年までの大綱ということについても、例えば今回行革の関係だと、行革で決まっているという関係で今年の3月にも業務委託、小学校の業務委託の方、また、まあ全て派遣にまわしてはならんよと言ってるわけではないよという前提も言いましたけれども、給食業務で定年後も働きたいという方がいたんです。その方もそういった意味ではその業務委託ということになった。それに関連していろいろ姿勢を伺ったわけですが、いずれにしてもですねこの行革大綱、行政改革大綱がもう決まっているんだという説明を再三されておりますけれども、議会に対して、少なくとも私が議長に選ばれたこの約3年半の中で、当然新しくこの任期のなかでは松原議員あるいは四戸議員も入ったわけですが、そのかたちのなかで、そういう行政改革大綱ということについて、改めてですね、説明があったというふうには私全く存じ上げておりません。そういうことではですね、過去にも、例えば庁内でも、大課制をひくということのお話があったなかで、その後ですね、必要に応じてやはりアイヌ施策推進課が新たに設置されるということもあったわけですし、退職5名に対して1人の採用という方針を出した時期もあります。しかしながらそれは今はやっぱり必要に応じて変わってきているというふうに議会皆さんそういうふうに理解していると思えます。そういうことですね、一度決まったから、それで全て押し通すんだよ、そういうことにはやっぱりならないんですよ。そのときそのときにいろんな問題点が出てきてないか、それをやはり検証しながら、最終的に議論しながら、いかに行政改革大綱というのがそんなに鉄壁なものかどうか私わかりませんが、やはり、常に検証していく、その検証に議会が参加するというのは当然のことだと私は思っております。そういった意味でですね、少なくとも、先ほども言いましたけれども、

今回提案されている点も含めたそういう行革全体についての議論をしましょうということで提案した。しかし、そのことがされていないままにですね、こういうかたちで出てくる、そのことについてはやはり私は何と言われても承服できないというようなことであります。それとですね、今教育長のほうからも、お話しいただきましたけれども、偽装請負にはならないようにやると、やるんだと言いましたけれども、はっきり言いましてね、学校給食の現場に毎度毎度顔出して現場見ているわけでもないでしょう。やっぱり現場は現場として、いろんな状況にあわせて、迅速に対応してやっているはずなんですよ。4人がね。そういうときに、まわりから法令遵守、コンプライアンス守ってるのかと言われてたら、ひっかかるような状況だって生まれざるを得ないんでないのかと。だからそういう状況を起こさない、働きやすい環境の職場にするためにはそういう方法が一番ベストかどうかということを議論すべきだということで私は3月から言ってるわけですよ。今までもいろんなところでこの業務委託関係のことについては発言してきたというふうに思っておりますけれども、そういう趣旨なんです。ですからそういうふうな偽装請負という疑いを出さないようなかたちにするといってもですね、それは私は、本当に絶対に起きないようにできるというふうに保証できるのかどうなのか。私はそのことは非常に疑問だと思ってるんです。思ってるからこそ、こういうかたちでなく、今までどおりの既定予算があるなかで、たとえ退職されても残っているわけですから、規定予算は。その中で直接雇用されるべきでないかということをお願いしている、そういうことでありますので、同じかたちでしか答弁いただけないかもしれませんが、答弁願います。

副議長

町長。

町長

行革審議会では決められたことを議会に対して説明をしていないのではないかなというようにございましてけれども、これまで行革で決められた答申に基づきながら必要なことについては、各常任委員会のほうにご報告申し上げながら今日に至っているというふうに考えておりますし、また大綱についてはやはり時代の変遷とともに、これは変わるものというふうに考えておりますので、それぞれ問題点がないかどうか、これは検証しながら柔軟に対応してきていこうとございまして、ご理解をお願いしたいと思います。

副議長

教育長。

教育長

改めてお答えをさせていただきたいというふうに思います。学校給食業務にかかわります民間委託ということにおいて、今平取小学校で4人を配置をしながらそのうち1名が委託業者からの派遣ということにおいて、十分なる連携が保てないのではないかなということのご指摘になろうかなというふうに思います。

そこのところが十分に連携を図れないということになりますと、児童生徒、今回は小学校ですけれども、児童に対する安心安全な給食を提供するということではでき得ないということになろうかなというふうに思います。このことによっては、何が何でもやはり安心安全な学校給食を提供するということにおいては、当然、教育委員会、学校、そしてその調理員との連携というものが図られなきゃならないというふうに考えておりますので、この辺の要するに業務分担ということを明確にしながらその体制の確立を図っていきたいということでございます。この給食業務ということにおいて、一つとして献立だとかっていうようなことを委託業者がするということではこれはないということになりますので、これらはあくまでも教育委員会等が行いながら、教育委員会、学校において行うということで、業者のほうの職員がやる部分だとかっていうことは、きっちりとはやはりしていかなきゃならないというふうに思っておりますので、そういうことにおいて現在、学校栄養教諭という職員が1名おまして、この職員が、町内各校7校を巡回をしながら、その調理員の体制だとかっていうことを常に、毎日、これらについてはチェックをしてございます。そのことにおいて、万が一、支障等がある場合においては仮にそれが委託にかかわっての派遣の職員に何か問題があるとかということになると、それらはきっちりと本人に直接ということではなくて、業者を通じながらそこのところは改善等に努めていくということでもありますので、ここのところについては、教育委員会としても十分配慮をしながら、その体制の確立を図っていけるものだと、またいかなきゃならないというふうに考えておりますので、お答えをさせていただきます。

副議長

12番鈴木議員。

12番
鈴木議員

今の教育長の答弁に関して指摘したいなというふうに思いますけれども、今回委託の理由の一つとしてですね、一人がおやめになるということがあります。ただ、それだけではありませんよね。働いている方に、たまたま何らかの事情でその日欠員が生まれるというようなときにも委託業者に任せておくと、委託、その業者のほうからやりくりしていただける、そういうことも含めてですね、委託するんだという、そういうことですね。そうなりますよね。今1人だけという前提でお話しされましたけど、2人になる場合もあるかもしれない、3人になる場合もあるかもしれないんですよ。献立はさせない、できないとかっていう話、私具体的なこと、現場のことよくわからないというなかでしゃべっているのは申し訳ないんですけど、考えられることっていったらいろいろなケース考えられますよね。今、教育長がそういうふうにはならないようにするとっても、休まれたりなんだりしたときは代替を用意せんきゃならん、そうでなければほかの人に迷惑がかかるという、そのことについては以前からそういうふうなお話しされているわけですから。だから、いろんなこと想定しますと、

本当にそれで今教育長がお話になったような、問題なく進んでいくんだよということになるのか。違うんでないのということをまず私は指摘しておきたいなと思います。3問目なのであれなんですけど。それとですね一般論としてですけど、委託にまわると、給与下がるんでないの、そういうのが一般論として私自身も思ってます。それで今年の3月にね、予算の説明資料ということで一般管理費へ一括計上した嘱託職員報酬及び賃金の比較表というものをいただきまして、それに基づいて、正確かどうか、その自分の考え方が正確、あたりまえなことなのかどうなのかというあたりはちょっとわかりませんが、聞いていただきたいなと思うんです。学校給食についてはですね、25年度と26年度の比較でてます。それで25年度は13名ということであったわけです。それで一人委託にまわりましたんで26年は12名というかたちのなかで、金額そのものはあれですけど、1人当たりで割り返してみますとね、25年度では、245万3千円、これは社会保障費年金とかいろんなやつも全部含めての1人当たりということになってるからこういう金額だと思いますけれども、245万3千円。じゃあ26年度はどうなのか、1名減で12名となったわけですけど、1人当たりでその総体を割ってみますとね、205万8千円。やっぱり、26年度は25年度に対して処遇改善していただきましたので上がってるんですよ。それでですね、今後この委託の方の分なんですけど、これ半年分だよということで、減額されております。その減額足してみますとね、1年分ということで2倍してみますと約231万2千円なんですよ。そうしますと、今年の平均のあれから、まあ経験年数で若干違うとかいろんなことあるのかもしれませんが、おおかた19万ほど、嘱託で働いている人1人当たりの平均と今回委託に出すよという人の委託費というのは、1年間に19万くらい違うよというふうになるんですね。そこからですよ、会社、当然会社の経費、いろいろお取りになるでしょうし、さまざま、結局どういうかたちでですね、賃金が支払われるのか我々には正直言って内容的なことは一切わかりません。そういうことで、先ほど町長も言われたと思いますけれども、1日6時間しかないよと、ということでなかなか人が集まらんと。結局、やっぱりほかの口からみるとやっぱり、稼ぎが少ないということもあるんだと思うんです。それをさらに委託に出して、さらに下げて、私前に直接、もう何年になりますか、7、8年ぐらい前かなと思うんですけれども、働いている人に、ところで1月いくらぐらいの手取りなんですかということ伺ったら、11万ぐらいだよって、たいしたことないんだよって。働く時間も少ないし、これもですよ、実際どうなのかわかりませんが、これをさらに委託にだすともっと下がるかもしれないという前提で考えたときに、町長その人たちに申し訳ないという、そういう思いというのはありませんか。私は、少なくともこういう時間も少ないからどうしても安くなるよ。だけでも嘱託であれば、今回のように長いこと勤めてやめようと思ったときには若干でも退職金も出るじゃないかと。やっぱり少し希望をもって仕事できるんじゃないですか。そういうものを残したっていいんじゃない

いですか。私はそのことを訴えたくて今言いましたけれども、本当にすごく安い賃金がこれ以上下がるようなかたちに雇用の調整弁みたいな考え方されたら、本当に働く人たまったもんじゃないと思うんですよ。そのことについて伺いたいと思います。

副議長 町長。

町長 民間委託をしてさらに実入りが少なくなるというお話でございますけれども、これについてはですね、基本的に私自身もやっぱり町民が働いているわけありますから、生活の安定ということをやはり考えながら委託とはいえ、これまでも処遇改善をしながら取り組んでおりまして、それは財政状況にあわせながら、また嘱託職員の直営であってもやはり、ある程度安定させなきゃならないということで、私としては、これまで改善をしてきたというふうに考えておりますので、本当に、申しわけないというふうに考えないのかということですが、そういった意味ではですね、これまでも取り組んでおりますし、今後ともやはり財政状況をみながら、そういったことについては委託であったとしても、ある程度きちっと実入りがあるようなかたちのことはこれからも考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

副議長 12番鈴木議員。

12番鈴木議員 次が3回目ということでございますので質疑は終了したいと思います。ただいまの件について補正予算を一部修正した内容での修正案を提出したいと思います。

副議長 12番鈴木議員から修正動議提出の申し出がありました。ほかに質疑はありますか。

(質疑なしの声)

以上で質疑を終了します。休憩いたします。

(休憩 午後 4時42分)

(再開 午後 4時45分)

副議長 再開いたします。議案第7号について、鈴木議員ほか1名からお手元に配りましたとおり、修正動議が提出されました。この動議は、地方自治法第115条の2の規定により議員定数12分の1以上の発議者でありますので、成立いたします。したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。12番鈴木議員。

12番
鈴木議員

議案第7号平成26年度平取町一般会計補正予算第6号の修正動議について発議者を代表いたしまして、提案理由の説明を申し上げたいと思います。本議会に提出されました平成26年度平取町一般会計補正予算第6号において、平取小学校における給食調理員1名が年度途中の9月いっぱいをもって退職することになり、その対応を行政改革に基づいて、外部への業務委託とする件につきまして、提案されている関係部分の補正を行わない内容で修正案を提出したところであります。したがって、給食調理員の補充につきましては、当初予算の中で町の直接雇用で行うことを求めるものであります。平成26年において、定数外職員の処遇については、全体として大変改善が図られたところであります。さらに、水資源対策費における、アイヌ文化環境保全調査員12名についても、嘱託とされるなど、対応が実は本当に大きくですね、前進させていただいている、そのことについては、大変、私もすばらしいことだというふうに思っているところでございます。しかしながらそういったかたちのなかにあつてですね小中学校の業務補助員、あるいは給食調理員については、定年退職後は外部委託に回すという考えから、3月議会においても行革そのものについて、26年度中に理事者との協議を求めたところでありますけれども、協議が行われないうちに、今回、提出された議案につきましては、到底認めることができないということから、修正案を提出したところでございます。修正案につきましては、議案第7号の歳入歳出の総額にそれぞれ4231万9千円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ58億5412万9千円に改めるものであります。修正箇所は第1表のとおり、歳入では繰越金及び諸収入、歳出においては総務費と教育費で朱書き訂正の通りであります。事項別明細の2歳入については、前年度繰越金及び雇用保険被保険者負担金、3歳出については2款における共済費と嘱託賃金、9款では給食調理員業務委託料について、いずれも朱書き訂正のとおり、修正案を提示するものであります。以上提案いたします。

副議長

お諮りいたします。本日の会議時間を延長したいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、本日の会議時間を延長することに決定しました。この修正案について、質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。質疑を終了します。次に討論を行います。原案賛成者の発言を許します。ありませんか。次に原案及び修正案反対者の発言を許します。9番藤澤議員。

9番

9番藤澤です。私は、この、先ほど議員席で述べられた、鈴木議員のいわゆる

所得が下がる部分ともろもろについては5年前、10年前若きし頃にも同じ意思をもって語り合ったどうしでもあります。まずそれを最初に申し上げておきます。さて、この修正案なるもの、反対なるものを告げられたのは今朝です。うっすらにじませたのが昨夜でございます。今は落ちぶれた一兵卒ですから、誰からも連絡なく寂しく今日を迎えたわけであります。恨み浪花節を語ってもそれはこんな重大な議場でですね似合わないかもしれませんが、行政の長たる理事者、町長がですよ、教育長がですよ、世間の皆様に堂々この提案をさせていただきたい、こういうことで行政を執り行っていきたい、我々に申し出ました。それを否定するものには、修正も含めて、私は不信任をたたき付ける意味合いを持つのかなと非常な危機感も持って今内心震えております。そんなに委託が悪いのかということになります。以前は熱く悪者にして語り合いました。今もそう思っております。しかしながら私もいろんな方とそこに働いてる方といろんなお話をこちらからしてます、させてもらっています。多くの方々が、いや健康でいれば年とっても健康でいれば頑張っていれば、安くても働けるんだという言葉聞いて私は、この10年前との考え方が少しやわらいでたわけであります。この提案が重大なのかあるいは、それ以外のものなのかは私には判断つきませんが、町を揺るがす大問題であればそれは真剣に提案された、確か9日でしょうか、提案されてすぐ動き出してそれこそ寝る間も惜しまず議論をしてですよ、議会はどうかあるべきか、行政はどうかあるべきかこの問題についてどう対処すべきか、語り合うのが本来であると思いますが、残念ながら私はそんな熱血漢でもございませんが。提案を修正案ですよといえども否定ですから。これは大変この提案された中身と同等ぐらいの重い、もっと重いかもしれませんが私はある意味の危機感を感じて今お話しをさせてもらっているつもりです。長い時間もなんですから、先ほどから代替調理員をすぐ確保できるのかと言ったって、現状のままでも確保は難しいであろうし、委託しても難しい場面もあるであろうし、回してもらえらることもであろうし、一長一短あると思います。しかるに、私はこの修正案を出させた側にも、責任の一端はあります。私たちをはてなと抱かせた責任の一端は考えてくださいと。そしてこれからの行政についてですね、今日の痛みをですね、痛みとするならば、今日の痛みを十分反映させてもらってですね、これからの行革審議なるもの、それからもちろん議会にも、その都度、いわゆる連携して車の両輪のごとくという言葉がありますが、今日を契機にその反省を踏まえてですね、我々もですよ、反省も踏まえて、これからの行政を担っていただきたい。それから、先ほど浪花節で泣き言を語って大変失礼をいたしました、私自身もいじけないでもっといわゆる同僚議員にこうでないのかああでないのかと先に相談を持ちかけていれば、よかったのに、昨日だった今日だったという泣き言を言う私にもやっぱり責任はあると思う。そういう意味で、長々と確信を突いたのか突かないのかわからないままに反対討論を申し上げました。ご清聴ありがとうございました。

副議長

修正案賛成者の発言を許します。1番櫻井議員。

1番
櫻井議員

1番櫻井です。私は再三議長が申しているとおり、3月の予算審査特別委員会において、町長が答弁したにもかかわらず、今日のこの日まで協議をもっていないということでもあります。私は鈴木議員の発言、先ほど町長、理事者に対しての説明していた事案に対しては、すべてが同意しているわけでは当然ありませんが、今回のこの補正予算の計上では先ほども言いましたが一度も協議がなされていないということのみ1点のみの理由で修正案を賛成する立場としたかと思っております。以上です。

副議長

ほかに討論はありませんか。次に原案及び修正案について反対者の発言を許します。ほかに討論はありませんか。これで討論を終わります。討論なしと認めます。これから議案第7号平成26年度平取町一般会計補正予算第6号について採決を行います。6番千葉議員。

6番
千葉議員

6番千葉です。ここで休憩を提案する動議を求めたいと思いますけども。諮ってください。

副議長

今6番千葉議員からの休憩動議がありましたけども、いかがいたしましょうか。賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

引き続き審議を行います。採決の結果、少数ですので、動議は却下します。休憩いたします。

(休憩 午後 5時 2分)

(再開 午後 5時 9分)

再開いたします。これから議案第7号平成26年度平取町一般会計補正予算第6号の採決を行います。まず本案に対する12番鈴木議員ほか1名から提出された修正案について採決します。本修正案に賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、修正案は可決されました。次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正議決をした部分を除く部分については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決いたしました。議長を鈴木議長と交代いたします。

(休 憩 午後 5時10分)

(再 開 午後 5時10分)

議長

再開します。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、本日はこれで延会することに決定いたしました。本日はこれで延会いたします。ご苦労様でございました。

(延 会 午後 5時10分)